

入 札 説 明 書

両川・大淵・西野処理場維持管理業務委託

令和8年5月

新潟市下水道部下水道管理センター

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、当該業務に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する業務契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）が熟知し、且つ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名及び数量

両川・大淵・西野処理場維持管理業務委託
（公告番号 新潟市公告第235号）

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

(5) 入札方法

契約初年度に要する9か月分（月額×9か月）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 共通の資格要件

- ① 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。
- ② 本市の委託業務入札参加資格名簿に浄化槽の維持管理で登録されていること。
- ③ 本市の浄化槽保守点検業者（江南区）に登録されていること。
- ④ 新潟市内において、本店又は支店の者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。)
- ⑦ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の別表第2の9（暴力的不法行為）の措置要件に該当しない者であること。
- ⑨ 令和元年度以降に自治体が管理する農業集落排水処理場の運転管理の業務について

て担当する業務に係る受託実績があること。

(2) 参加資格の喪失

単独企業又は共同企業体の構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に(1)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

郵便番号950-1146

新潟市中央区太右エ門新田1422番地3

新潟市下水道部下水道管理センター 維持管理課 管理係

電 話：025-281-9061

F A X：025-284-5849

E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

4 一般競争入札参加申請等

(1) 競争入札参加希望者は、「一般競争入札参加申請書」を、令和8年5月18日（月）9時から令和8年6月2日（火）17時までに上記3(1)の場所に持参又は郵送により1部提出すること。持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時から 17時まで（12時から13時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。

(2) 競争入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類とあわせて一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(3) 競争入札参加希望者は、別途定めた様式に沿って一般競争入札参加申請書を作成すること。

(4) 競争入札参加希望者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知

令和8年6月9日（火）まで

5 質疑回答

(1) 入札手続等、仕様書等についての質疑書は令和8年5月18日（月）9時から令和8年5月26日（火）17時までに、上記3(1)に様式集「質疑書」を用いて電子メールにより提出すること。

(2) 質疑書に対する回答は個別に電子メールにて回答するほか、令和8年6月1日（月）までに新潟市下水道部ホームページに掲載する。

6 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

① 日 時 令和8年6月16日（火） 14時 00分

② 場 所 新潟市下水道部下水道管理センター2階第1会議室（新潟市中部下処理場内）

- (2) 競争入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、委託契約書(案)及び規則を熟知の上、入札書類を提出しなければならない。
- (3) 競争入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争入札参加資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)」並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委任状(様式第8号)」を提出すること。
- (7) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 競争入札参加資格者又はその代理人は、別途定めた様式に沿って「入札書」、「見積内訳書(以下「入札書類」という。）」、「委任状」を作成すること。
- (9) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書類を封書に入れ、且つ、その封皮に入札の日付、業務名、競争加入者の氏名(法人にあってはその名称又は商号。共同企業体にあっては共同企業体の名称。)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
- (10) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- (11) 競争入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (12) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (13) 談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (14) 開札は、競争入札参加資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 開札した場合においては、競争入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。競争入札参加資格者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (16) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争入札参加資格者と随意契約の交渉を行うことがある。

(17) 入札書等及び委任状に手書きする際は、ペン又はボールペン（消えるインクを使用したもの、鉛筆は不可）を使用すること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。なお、以下の(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、競争入札参加資格者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書類を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

10 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断されたときは、その者を落札者とししない場合がある。

11 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10以上の金額とする。ただし、新潟市契約規則第34条に該当する場合は免除する。

12 委託契約書の作成

委託契約書を作成する場合には、落札者は、交付された委託契約書に記名押

印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

13 支払いの条件

業務の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「委託契約書(案)」による。

15 その他

- (1)入札書の提出期限は、公告文に指定した期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2)入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

委 託 契 約 書 (案)

新潟市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 委託番号 農委第1号
- 2 委託業務の名称 両川・大淵・西野処理場維持管理業務委託
- 3 委託業務の内容 仕様書のとおり
- 4 履行場所 仕様書のとおり
- 5 履行期間 令和8年7月1日 から 令和11年6月30日 まで
- 6 契約金額 業務の委託料（3年間の総価）
金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）
※各年各月の支払額については別表のとおり
- 7 契約保証金 業務委託契約条項のとおり

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

別表
各年各月の支払額

【金額：円】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4月	—	()	()	()
5月	—	()	()	()
6月	—	()	()	()
7月	()	()	()	—
8月	()	()	()	—
9月	()	()	()	—
10月	()	()	()	—
11月	()	()	()	—
12月	()	()	()	—
1月	()	()	()	—
2月	()	()	()	—
3月	()	()	()	—
計	()	()	()	()
	()は、うち消費税及び地方消費税を示す			

注. 各月の支払額は、原則として総価を36分の1した額とし、甲の承諾を得たうえで決定する（ただし、変更の必要が生じた場合は甲乙協議のうえその都度決定するものとする）。

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めるこ

とができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。単価契約の場合、契約金額は「契約単価に予定数量を乗じた額」とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入っ

たとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

- 第18条の2 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを用いる。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求を用いる。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第27条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

仕 様 書

1. 目的

この仕様書は、両川・大淵・西野処理場維持管理業務における受託者の業務内容を定めることを目的とする。

2. 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで(3年間)

3. 施設概要・水質基準等

○ 両川浄化センター

(1) 施設概要

処理場名	両川浄化センター	所在地	新潟市江南区酒屋町字仲作997-1
敷地面積	4,969 m ²	処理開始年月日	平成10年6月1日
計画処理面積	全体 129.8 ha	計画処理人口	全体 4,370 人
処理方式	オキシデーションディッチ方式 (OD方式)		
処理水量	1,161 m ³ /日		
流入予定水質	BOD 200 mg/L	SS 200 mg/L	
放流予定水質	BOD 20 mg/L (除去率 90%)	SS 50 mg/L (除去率 75%)	
放流先	中酒屋排水路を経て鳥屋野潟へ		

(2) 水質汚濁防止法 (②③は県条例による信濃川水系の排水基準)

() は日間平均

pH ①	BOD ② (mg/L)	SS ③ (mg/L)	n-Hex 鉱油類 (mg/L)	n-Hex 動植物油脂類 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
5.8~8.6	40(30)	90(70)	5	30	(800)

①：水素イオン濃度 ②：生物化学的酸素要求量 ③：浮遊物質量

(3) 水質維持基準 (放流水)

pH ①	BOD ② (mg/L)	SS ③ (mg/L)	n-Hex 鉱油類 (mg/L)	n-Hex 動植物油脂類 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
5.8~8.6	20	50	5	30	800

①：水素イオン濃度 ②：生物化学的酸素要求量 ③：浮遊物質量

(4) 放流水管理目標値

透 視 度	残 留 塩 素
30 cm 以上	(+)

○ 大淵処理場

(1) 施設概要

処理場名	大淵集落排水処理場	所在地	新潟市江南区大淵字天神裏3628
敷地面積	1,969 m ²	処理開始年月日	昭和63年10月1日
計画処理面積	全体 75.76 ha	計画処理人口	全体 1,660 人
処理方式	JARUSⅢ型（流量調整槽前置型嫌気ろ床併用接触曝気方式）		
処理水量	448.8m ³ /日		
流入予定水質	BOD 200 mg/L	SS	200 mg/L
放流予定水質	BOD 20 mg/L（除去率 90%）	SS	50 mg/L（除去率 75%）
放流先	大淵排水路を経て栗ノ木川へ		

(2) 水質汚濁防止法（②③は県条例による信濃川水系の排水基準）（ ）は日間平均

pH ①	BOD ② (mg/L)	SS ③ (mg/L)	n-Hex 鉱油類 (mg/L)	n-Hex 動植物油脂類 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
5.8~8.6	40(30)	90(70)	5	30	(800)

①：水素イオン濃度 ②：生物化学的酸素要求量 ③：浮遊物質量

(3) 水質維持基準（放流水）

pH ①	BOD ② (mg/L)	SS ③ (mg/L)	n-Hex 鉱油類 (mg/L)	n-Hex 動植物油脂類 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
5.8~8.6	20	50	5	30	800

①：水素イオン濃度 ②：生物化学的酸素要求量 ③：浮遊物質量

(4) 放流水管理目標値

透 視 度	残 留 塩 素
30 cm 以上	(+)

○ 西野処理場

(1) 施設概要

処理場名	西野集落排水処理場	所在地	新潟市江南区西野字新通358
敷地面積	700 m ²	処理開始年月日	昭和60年4月1日
計画処理面積	全体 12.40 ha	計画処理人口	全体 360人
処理方式	土壌被覆型接触循環ばっ気方式（新見方式）		
処理水量	97.2m ³ /日		
流入予定水質	BOD 200 mg/L	SS	200 mg/L
放流予定水質	BOD 20 mg/L (除去率 90%)	SS	50 mg/L (除去率 75%)
放流先	大淵排水路を経て栗ノ木川へ		

(2) 水質維持基準（放流水）

pH ①	BOD ② (mg/L)	SS ③ (mg/L)	n-Hex 鉱油類 (mg/L)	n-Hex 動植物油脂類 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)
5.8~8.6	20	50	5	30	800

①：水素イオン濃度 ②：生物化学的酸素要求量 ③：浮遊物質

(3) 放流水管理目標値

接触ばっ気槽混合液	放流水	
DO 1.0ppm 以上	透視度	残留塩素
	30cm 以上	(+)

4. 業務の内容

委託業務の内容は、全施設の機器の運転操作、日常・保守点検整備、汚泥の脱水機運転（両川浄化センターのみ）、汚泥引抜運搬の立会、市発注工事立会、清掃及び構内管理全般、物品等の調達及び管理に関する業務、その他付属する業務とする。

5. 業務の履行義務

委託業務を円滑に遂行するとともに、機能を十分発揮させるように契約書・仕様書及び関係法令を遵守し、委託業務を履行しなければならない。

また、常に衛生的に作業を行い、臭気・害虫・騒音の発生等を防止するとともに、景観、道路交通安全対策にも配慮し、近隣に不快感を与えないように努めなければならない。

6. 業務予定表

受託者は、業務の実施について、あらかじめ毎月の業務予定表を委託者に提出し、業務予定に変更が生じたときも同様とする。

7. 業務従事者名簿

受託者は、業務の実施について、あらかじめ業務従事者名簿を委託者に提出し、業務従事者に変更が生じたときも同様とする。

8. 業務の実施体制等

- (1) 業務従事者は、浄化槽技術管理者、浄化槽管理士各1名以上とする。
- (2) 業務及び業務日は、次のとおりとする。

処 理 場	保 守 点 検	日 常 点 検
両川浄化センター	週1日	週5日以上
大淵処理場	週1日	週3日以上
西野処理場	週1日	週1日以上

- ・保守点検は、浄化槽技術管理者が行う。
- ・日常点検は、浄化槽管理士、若しくは浄化槽維持管理業務の従事経験者が行う。
- ・保守点検と日常点検は兼ねることができる。

[日常点検]

1. 日常点検は、仕様書に基づき行うこととし、その主な内容は次のとおりとする。
ただし、下記以外の作業も必要に応じて行うこととする。
 - 施設の各種機器及び設備の異常の有無の確認を行う（異常騒音、動力制御盤のメーター異常、計器盤の異常、受電設備の異常、警報ランプの点灯等）。
 - 施設内及び周辺の安全確認等を行う。
 - 適時各スクリーンの汚物、し渣及びスカム等の除去を行う（必要に応じて搬出する）。
 - 消毒剤等の薬品の貯蔵量の確認を行う。
 - 消耗品の取替え、薬品等の補充作業。

[保守点検]

2. 保守点検は、仕様書に基づき行うこととし、その主な内容は次のとおりとする。
ただし、下記以外の作業も必要に応じて行うこととする。
 - 施設の各種機器及び設備の保守点検とそれに伴う修理（簡易なもの）。
 - 運転調整（水質、流入状況等を踏まえて）。
 - 脱水機の運転・機器の洗浄（両川浄化センターのみ）。
 - 水質管理。

[消防設備保守点検]

3. 消防設備保守点検（両川浄化センターのみ）を別紙1のとおり行うこととする。

[除草作業]

4. 除草作業（両川浄化センターのみ）を別紙2のとおり行うこととする。

[汚泥引抜運搬立会い]

- 両川浄化センターについては、汚泥貯留槽の汚泥引抜の際に立会いを行う。
汚泥貯留槽 : 概ね1ヶ月に1度 約47t 約2日を要す。
- 大淵処理場については、嫌気ろ床槽及び汚泥貯留槽・沈砂槽の汚泥引抜の際に立会いを行う。
嫌気ろ床槽 : 概ね6ヶ月に1度 約75t(1系分) 約2日間を要す。
汚泥貯留槽・沈砂槽 : 概ね1ヶ月に1度 約34t 1日を要す。
- 西野処理場については、汚泥貯留槽及び第1沈殿分離槽の汚泥引抜の際は立会いを行う。
汚泥貯留槽 : 概ね2ヶ月に1度 約15t 1日を要す。
第1沈殿分離槽 : 概ね6ヶ月に1度 約22t 1日を要す。

- (3) 両川浄化センターについては、中継ポンプ場の引抜汚泥受入時は立会いを行うこととする（1回程度/月）
- (4) 各処理場については、各槽内の余剰汚泥量等を確認し、必要に応じて事前に委託者に連絡すること。
- (5) 臨時点検等については、次のとおりとする。

受託者は、各処理場に設置された非常用通報装置によって、設備の異常通報を受信した場合は、速やかに臨時点検の実施と必要に応じた措置を行うことができるなど、その対応のために従事者の体制を確保する。

ア. 非常用通報装置の設定変更にかかる費用は、受託者の負担とする。

イ. 非常用通報装置の設定について

- ・通報先については、同時・多発的な警報でも受信可能な対策をする（FAX受信など）。
- ・通報先の設定については、受託者ヘリトライ回数上限（10回）で通報し、受信確認で通報を終了する。確認できないときのみ下水道管理センターポンプ場監視室に通報するように設定する。

[物品等の調達及び管理に関する業務]

5. 対象とする物品等は、施設の運転、保守点検、修繕、補修塗装、水質管理及びその他業務の実施に必要なすべての物品等とする（物品等とは、備消耗品費、薬品費、材料費に該当する品費で、主なものをいかに示す）。
- 工業用薬品（次亜塩素酸カルシウム、高分子凝集剤など）、電気・機械設備用消耗品・交換部品（潤滑油脂類、各種フィルター類、リレー、マグネットなど）、雑品類（ボルト、パッキンなど）、各種材料（電線・電線管類、配管材料、鋼材など）、補修用塗料類、構内管理・清掃用用具類、記録紙、用紙・インク類など
- ア. 調達及び監理を適切に行うものとする。物品等の購入数及び保管数を月ごと及び年間にて記録を残し、委託者へ報告すること。
- イ. 本委託に含まれる物品等の各年度の上限金額は、次のとおりとする。
- (a) 令和8年度は、90万円（消費税等は含まない。）とする。
 - (b) 令和9、10年度は、120万円（消費税等は含まない。）とする。
 - (c) 令和11年度は、30万円（消費税等は含まない。）とする。
- ウ. イについて、各年度末に大幅な過不足が生じることが明らかとなった場合は、委託者と受注者にて協議することとする。
- エ. 受託者にて物品等の調圧を行おうとするときは、緊急時を除き、委託者と事前に協議を行うこと。

9. 業務従事者の資格及び任務

- (1) 浄化槽技術管理者は、浄化槽法施行規則第8条に定める資格を、また、浄化槽管理士は、浄化槽法第45条第1項に定める資格をそれぞれ有する者とし、浄化槽法施行規則第1条から第6条までの定めに基づき、各機器の運転及び保守点検・整備等適正な管理を行うものとする。
- (2) 浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士は、上記のほか、電気機械設備の知識・経験を有する者とし、経歴書及び資格を証する書類を提出しなければならない。

10. 緊急時の体制と措置

- (1) 受託者は、あらかじめ緊急連絡体制表を委託者に提出しなければならない。
また、緊急連絡体制に変更が生じたときも同様とする。
- (2) 受託者は、災害時等緊急の場合や災害の発生の恐れのある場合は、業務従事者が直ちに対応できる体制を確保しておくとともに、その体制を速やかに委託者に連絡し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- (3) 受託者は、不時の停電や水質の異常などの状態変化等や重大と思われる故障が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、速やかに委託者に連絡し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- (4) 受託者は、業務中に事故が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、事故発生の内容や原因及び経過等について、速やかに委託者に報告しなければならない。

11. 労務管理及び安全管理

- (1) 受託者は、業務従事者の労務管理及び安全管理について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、関係法令に基づき、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止や第三者への危害の防止に努めなければならない。
- (3) 受託者は、事故防止を図るため、安全教育や安全対策等について、必要な措置をとらなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、且つ、速やかに委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。

12. 機器の運転操作・保守・管理及び場内の維持管理等(受託者が行う主な作業)

○ 両川浄化センター

- (1) 各種機器や設備が常に適切に作動するように運転操作を行うこと。そのために、機械や設備の保守・点検、調整、給油、消耗部品の交換・補充及び清掃を行い、適正に管理すること。
- (2) ポンプなど予備機のあるものは、定期的に交互使用すること。
- (3) 常時使用しない機器、バルブ等の設備は、定期的に作動試験を行い、何時でも使用できる状態にしておくこと。
- (4) 動力機器は、指示電流、騒音、振動、帯熱等の変化に留意し、故障の早期発見に努めること。
- (5) 経年損耗や老朽化等により、部品の交換や機器の分解・修繕が必要と予測される場合は、委託者に連絡し、指示を受けること。
- (6) 機器が故障した場合は、速やかに委託者に連絡し、必要に応じ故障報告書を提出すること。
ただし、受託者が行うべき消耗部品等の取替え等、簡易なものは除く。
- (7) 非常用発電機は、燃料、冷却水、バッテリー液の量・比重等を点検すること。
- (8) 記録機器、計測機器類は、点検、清掃、インクの補充、記録紙の交換等を行い、適正な維持管理を行うこと。
- (9) 薬品、消耗部品類、記録用紙等の消耗品については、在庫状況を確認し、必要に応じ委託者に報告し、調達すること。また、消毒施設の点検や消毒剤タンク貯蔵量も常に確認し、適切な運転を行うとともに、消毒剤の納入については、委託者に報告し、受託者にて調達すること。
- (10) 各スクリーンの汚物・し渣やスカム等を適時除去し、搬出・運搬すること。
- (11) 脱水機運転する際は污泥処理受託者と連絡を取り合うこと。
- (12) 配管の凍結等により、センターに損傷を与えないように注意すること。
- (13) センター構内の巡視点検を行い、火気、施設、点検蓋の安全性が確保されているか等を確認し、適切な管理を行うこと。
- (14) 業務場所への侵入者の防止については、十分注意し、その措置を講じること。
- (15) センター構内及び周辺の清掃を適時行うこと。
- (16) 冬季時は、保守・点検・管理等に必要なセンター構内外の簡易な除雪を行うこと。
- (17) 樹木（高木・低木）の剪定及び積雪対策等を必要に応じて行うこと。
- (18) その他必要に応じて行うこと。

○ 大淵処理場

(1) 機械室・管理室関係

- ア. 操作盤の運転操作。
- イ. 記録用紙の交換, 表示灯の点検, 計器類の点検。
- ウ. 送風機の運転, 送気管の点検, 目詰まりの点検等。
- エ. 水処理施設との関連調整。
- オ. 非常用発電機の燃料確認。
- カ. 各部品の交換・点検等。
- キ. 清掃, その他。

(2) 水処理施設関係

- ア. 自動荒目スクリーン, 沈砂槽, 破砕機の運転操作及び保守点検等。
- イ. 流量調整槽, 計量分配槽並びにそれに付随する機器, 調整ポンプ, 調整攪拌ポンプ等の運転操作及び保守点検等。
- ウ. 嫌気ろ床槽, 接触ばっ気槽並びにそれに付随する機器散気装置, 逆洗装置, 返送水エアーリフトポンプ, 返送水計量槽の運転操作及び保守点検等。
- エ. 接触ばっ気槽内の発砲状況, 消泡薬剤の確認・補充等。
- オ. 沈殿槽及びそれに付随する機器の運転操作及び保守点検等。

(3) 汚泥処理施設関係

- ア. 汚泥濃縮貯留槽, 散気装置等の操作及び保守点検等。

(4) 消毒施設関係

- ア. 固形塩素注入装置の操作, 調整及び保守点検等。
- イ. 薬品の補充及び残留塩素を測定し, 水質管理に活用すること。

(5) その他

- ア. 処理場構内の草刈り等を適時行い, 適正な管理に努めること。
- イ. その他必要に応じて行うこと。

○ 西野処理場

(1) 機械室・管理室関係

- ア. 操作盤の運転操作。
- イ. 記録用紙の交換, 表示灯の点検, 計器類の点検。
- ウ. 送風機の運転, 送気管の点検, 目詰まりの点検等。
- エ. 水処理施設との関連調整。
- オ. 非常用発電機の燃料確認。
- カ. 各部品の交換・点検等。
- キ. 清掃, その他。

(2) 水処理施設関係

- ア. 流入ポンプ槽, スクリーン, 原水ポンプ等の運転操作及び保守点検等。
- イ. 沈殿分離槽, 分水装置並びにそれに付随する機器の運転操作及び保守点検等。
- ウ. 接触ばっ気槽, 散気装置, 逆洗装置, 返送水エアーリフトポンプ等の運転操作及び保守点検等。
- エ. 接触ばっ気槽内のDOを測定し, 水質管理に活用すること。
- オ. 沈殿槽, 汚泥引抜ポンプ並びにそれに付随する機器の運転操作及び保守点検等。

(3) 汚泥処理施設関係

- ア. 汚泥貯留槽, 散気装置等の操作及び保守点検等。

(4) 消毒施設関係

- ア. 固形塩素注入装置の操作, 調整及び保守点検等。
- イ. 薬品の補充及び残留塩素を測定し, 水質管理に活用すること。

(5) 放流ポンプ施設関係

- ア. 放流ポンプ槽・放流ポンプ等の運転操作及び保守点検等。

(6) その他

- ア. 処理場構内の草刈り等を適時行い, 適正な管理に努めること。
- イ. その他必要に応じて行うこと。

1.3. 水質の管理方法

各槽の変化に対応した最適な条件で, 水質を管理すること。そのために, 保守点検時に実施する各施設の水質検査は, 別表1-1～別表1-3のとおりとする。

14. 管理状態の記録

- (1) 施設の管理状態、水質検査値、各槽水質状況、機器の運転及び管理状態、設備等の損耗の有無、交換部品、故障・事故及び清掃等を書類に記入し、委託者に報告するとともに書類を保管すること。
- (2) 関係法令等により監督官庁へ報告が必要な場合は、これを行うこと。

15. 費用の負担等

- (1) 運転保守に直接要する消耗品は、委託者の負担とする。
- (2) 業務に要する光熱水費は、委託者の負担とする。
- (3) 業務に要する人件費やそれに付随する事務費、被服費及び消耗品費等は、一切受託者の負担とする。

16. 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、業務開始に先立って、業務に関する留意事項等を記載した引継文書を作成し、業務期間中、常に備えておくものとする。
- (2) 契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。
この場合、現受託者は、新受託者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の引継ぎとともに技術指導を行うものとする。なお、業務の引継ぎに要する期間は概ね1ヶ月とし、引継ぎに要する費用は新受託者の負担とする。
- (3) 引継文書に関しては対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし、つぎの項目に添って記載すること。
 - 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況。
 - 定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況。
 - 特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法。
 - その他留意事項。
- (4) 受託者及び前受託者は、引継ぎ期間内に、備品・消耗品等の物品及び管理室等の入れ替えを含め、委託業務関係に必要な全ての引継ぎ作業を完了しなければならない。

17. 関係書類

- (1) 受託者は、関係法令による許可申請や届出等を行い、当該許可証や届出等の写しを速やかに委託者へ提出しなければならない。
- (2) 業務従事者等、提出書類は、別表2のとおりとする。

18. 業務実施計画書

受託者は委託期間開始日までに、契約書・仕様書に記載された条件を満たし、業務実施方針、人員体制、安全管理体制等を記載した事業実施計画書を作成し、委託者に提出、承諾を得るものとする。

19. その他

- (1) 受託者は、施設を他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたり、創意工夫を心がけ、施設の効率化を目指さなければならない。
- (3) 受託者は、電力等の適正使用に努めなければならない。
- (4) 受託者は、施設周辺の状況等も観察し、施設に支障等が発生するおそれのある場合、速やかに委託者に報告し、必要な措置をとらなければならない。
- (5) 受託者は、周辺住民から苦情があった際は直ちに除草、剪定等必要な措置をとるとともに、作業終了後速やかに委託者に報告しなければならない。
- (6) この仕様書に疑義が生じたときは、委託者・受託者両者協議の上、決定するものとする。
- (7) 契約終了後、この契約についての業務評価をいたします。

別表1-1
両川浄化センター

検査所要	外観		測定項目						
	色相等	臭気	水温	透視度	pH	DO	MLSS	SV	残留塩素
原水ポンプ槽 (流入水)	◆	◆	◆	◆	◆				
1系OD槽	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	
2系OD槽	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	
1系返送汚泥								◆	
2系返送汚泥								◆	
放流水	◇	◇	◇	◇	◇				◇

◇, ◆は, 1回/1週間	◇は, 槽流出水
	◆は, 槽内水

上記の他、別途委託で行う水質検査（流入水及び放流水ともpH、BOD、COD、SS、透視度、大腸菌数、全窒素、全リン、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、アンモニア、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の12項目、放流水のみ遊離残留塩素及び結合残留塩素の2項目を月1回検査）の結果も参考として保守管理すること。

この他、機能確認のための検査については、受託者の判断で適宜おこなうこと。

検査方法などの具体的な水質管理については、「社団法人 日本農業集落排水協会」発行の『農業集落排水処理施設 維持管理マニュアル 日本農業集落排水協会仕様-OD型編 (JARUS-OD)』を参照のうえ適正に行なうこと。

別表1-2
大淵処理場

検査所要	外観			測定項目				
	色相等	臭気	生物膜	水温	透視度	pH	DO	残留塩素
原水ポンプ槽 (流入水)	◆	◆		◆	◆	◆	◆	
嫌気第1室水	◆	◆		◆	◆	◆		
嫌気第2室水	◆	◆		◆	◆	◆		
嫌気第3室水	◆	◆		◆	◆	◆	◆	
ばっ気第1室水	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
ばっ気第2室水	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
放流水	◇	◇		◇	◇	◇		◇

◇, ◆は, 1回/1週間	◇は, 槽流出水
	◆は, 槽内水

上記の他, 別途委託で行う水質検査(流入水及び放流水ともpH, BOD, COD, SS, 透視度, 大腸菌数, 全窒素, 全リン, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素, アンモニア性窒素, アンモニア, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物の12項目, 放流水のみ遊離残留塩素及び結合残留塩素の2項目を月1回検査)の結果も参考として保守管理すること。

この他, 機能確認のための検査については, 受託者の判断で適宜おこなうこと。

検査方法などの具体的な水質管理については, 「社団法人 日本農業集落排水協会」発行の『JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアル(案)JARUS-III型編』を参照のうえ適正に行なうこと。

別表1-3
西野処理場

検査所要	外観			測定項目				
	色相等	臭気	生物膜	水温	透視度	pH	DO	残留塩素
原水ポンプ槽 (流入水)	◆	◆		◆	◆	◆		
第1接触ばっ気槽	◆	◆			◆	◆	◆	
第2接触ばっ気槽	◆	◆			◆	◆	◆	
放流水	◇	◇		◇	◇	◇		◇

◇、◆は、1回/1週間	◇は、槽流出水
	◆は、槽内水

上記の他、別途委託で行う水質検査（流入水及び放流水ともpH、BOD、SS、透視度、大腸菌数、全窒素、全リン、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、アンモニア、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の11項目、放流水のみ遊離残留塩素及び結合残留塩素の2項目を年4回検査）の結果も参考として保守管理すること。

この他、機能確認のための検査については、受託者の判断で適宜おこなうこと。

検査方法などの具体的な水質管理については、「社団法人 日本農業集落排水協会」発行の『JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアル(案)JARUS-Ⅲ型編』を参照のうえ適正に行なうこと。

提出書類

書類名	提出時期	関係条文
1. 業務従事者届 (業務従事者の資格の写しを添付)	契約締結後 5 日以内	仕様書 7 仕様書 9 (2)
2. 業務予定表	該当月前	仕様書 6
3. 緊急連絡体制表	契約締結後 5 日以内	仕様書 10 (1)
4. 実績報告書 (1) 委託業務報告書 添付書類 ① 管理月報 ② 業務日誌 (2) 故障報告書 (3) 事故報告書	実施月の翌月 10 日まで	契約書第 7 条 仕様書 10 (3) ・ 12 (6) ・ 14 (1) 仕様書 10 (4) ・ 14 (1)
5. 委託業務履行届	実施月の翌月 10 日まで	契約書第 7 条
6. 業務実施計画書	委託期間の開始日まで	仕様書 18

別紙 1

両川浄化センター消防設備保守点検に係る仕様書

1 業務内容

両川浄化センターに設置されている消防設備等について、消防法に定めるところにより、設備機器の機能を良好に保持し、異常や故障を防止し、火災発生等に適切に作動させるために有資格者による保守点検を行う。(ここでの有資格者は、消防設備点検業務に従事しており、十分な知識と技術を有する者)

2 業務の実施

- (1) 受託者は、本設備の機能保持のため、定期的に技術員を派遣して消防法等で定める点検を行う。
- (2) 点検を行う期日は年2回とする。
 - ・機器点検，総合点検 : 7月頃
 - ・機器点検 : 1月頃受託者は点検設備毎に実施工程を報告し、市の承諾を得るものとする。
- (3) 業務実施にあたり、疑義が生じた場合は市と協議により定める。

3 業務の監督

受託者は専門業者により業務を実施する場合、受託者の責任において指導監督を行わなければならない。

4 業務報告

受託者は、点検結果あるいは処置の内容について市に報告するとともに、法令様式に基づいた報告書を設備毎に3部提出すること。

5 対象設備

当該施設における消防設備は以下のとおり

(1) 消火器

	B 1 階	1 階	2 階(脱水機室)	計
粉末 10 型	1	4	1	6

(2) 誘導灯及び誘導標識

機 種	数 量			
	B 1 階	1 階	2 階(脱水機室)	計
誘 導 灯	4	8		1 2
配 線				一式

(3) 自動火災報知設備

機種	数量			
	B 1 階	1 階	2 階	計
受信機		1		1
発信機	1	1	1	3
感知器	1 1	7	1 3	3 1
音響装置	1	1	1	3

別紙 2

両川浄化センター施設内除草に係る仕様書

1 業務内容

両川浄化センターにおいて、敷地内外からの景観の悪化や害虫の発生を防止するために施設内の除草を行う。

2 業務の実施

- (1) 受託者は、施設内で発生する草を受託者の責任の元適正に処理する。
- (2) 両川浄化センターで除草作業により発生した刈草については、事業系廃棄物処理ガイドラインに基づき、リサイクルに努めること。
- (3) 除草範囲は別紙平面図による。
- (4) 作業時間は平日の午前 9 時から午後 4 時までとし、休日及び夜間の作業は認めないものとする。ただし、やむを得ず作業を行う場合は市担当者の承認を得るものとする。
- (5) 除草を行う期日はおおむね次のとおり年 2 回とする。

月	除草作業実施	
5 月		
6 月	○	
7 月		
8 月	○	

なお、状況に合わせ、時期、回数の変更をすることがある。

- (6) 業務実施にあたり、疑義が生じた場合は市と協議により定める。

3 業務の監督

受託者は専門業者により業務を実施する場合、受託者の責任において指導監督を行わなければならない。

4 業務の報告

受託者は、各回毎に委託者の定めた業務報告書を関係書類とともに業務終了後、速やかに市に提出しなければならない

また、草収集が確認できる写真(両川浄化センター全景、作業前、作業後)と受入施設の計量票の写しを添付すること。

5 疑義事項

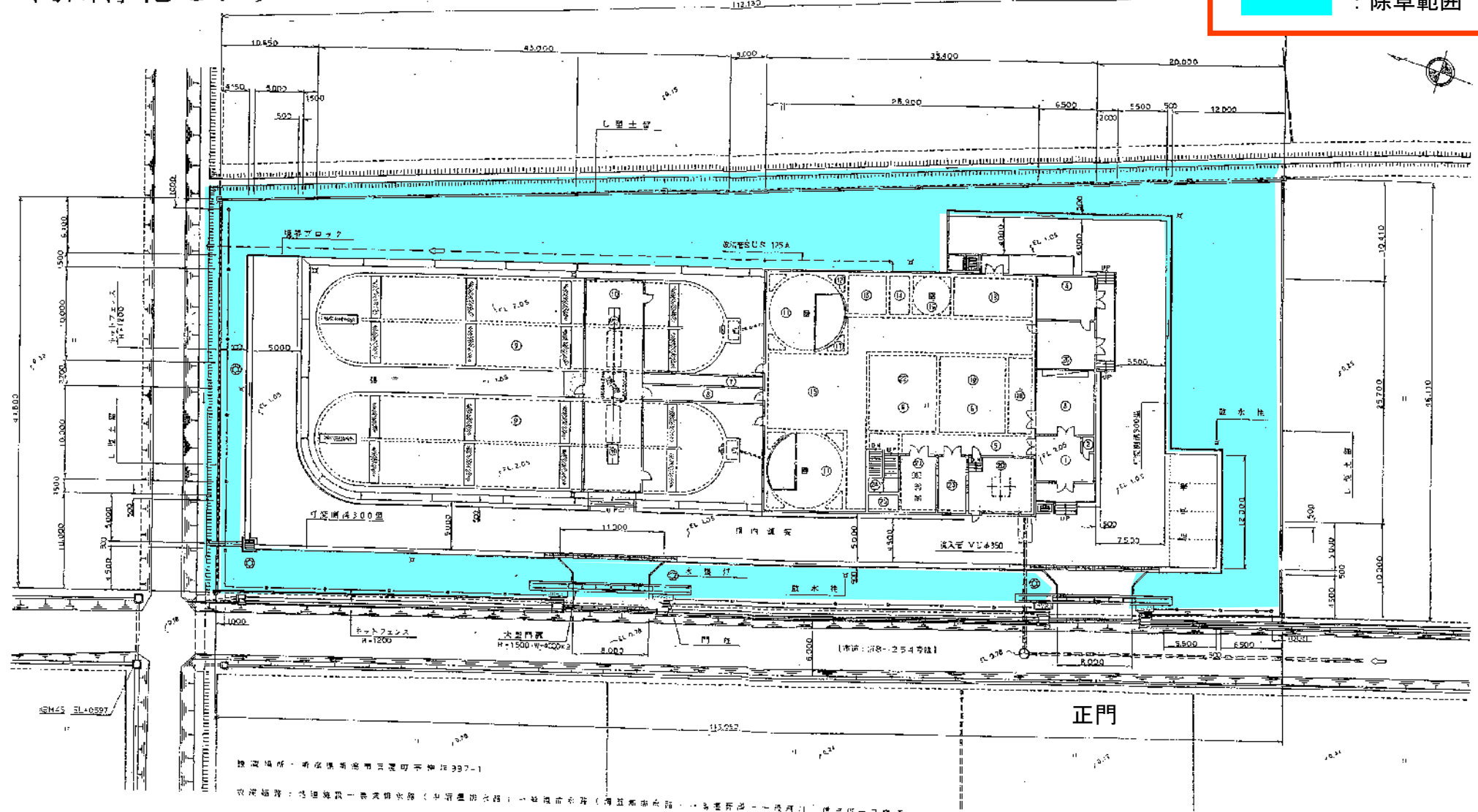
この仕様書の定める事項で疑義が生じた場合の解釈については、市と十分協議を行い定めるものとする。

6 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、十分に安全を確保しなければならない。
- (2) 原則として、業務に必要な工具、機材、消耗品等や軽微な修理等に関しては、受託者が負担する。
- (3) その他、本仕様以外に必要な事項が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。

両川浄化センター

：除草範囲



① 1F 吹風機	⑩ 1F 排水ポンプ室	⑲ 1F アプローチ
② 1F トイレ	⑪ 1F ろ過機	⑳ 1F 電気設備
③ 1F 明電機	⑫ 1F 放風機	㉑ 1F 階段
④ 1F 洗機	⑬ 1F 汚泥ポンプ室	㉒ 1F 階段
⑤ 1F 洗機	⑭ 1F 汚泥ポンプ室	㉓ 1F 階段
⑥ 1F 洗機	⑮ 1F 汚泥ポンプ室	㉔ 1F 階段
⑦ 1F 洗機	⑯ 1F スカムベック	㉕ 1F 階段
⑧ 1F 洗機	⑰ 1F 汚泥ポンプ室	
⑨ 1F 洗機	⑱ 1F 汚泥ポンプ室	

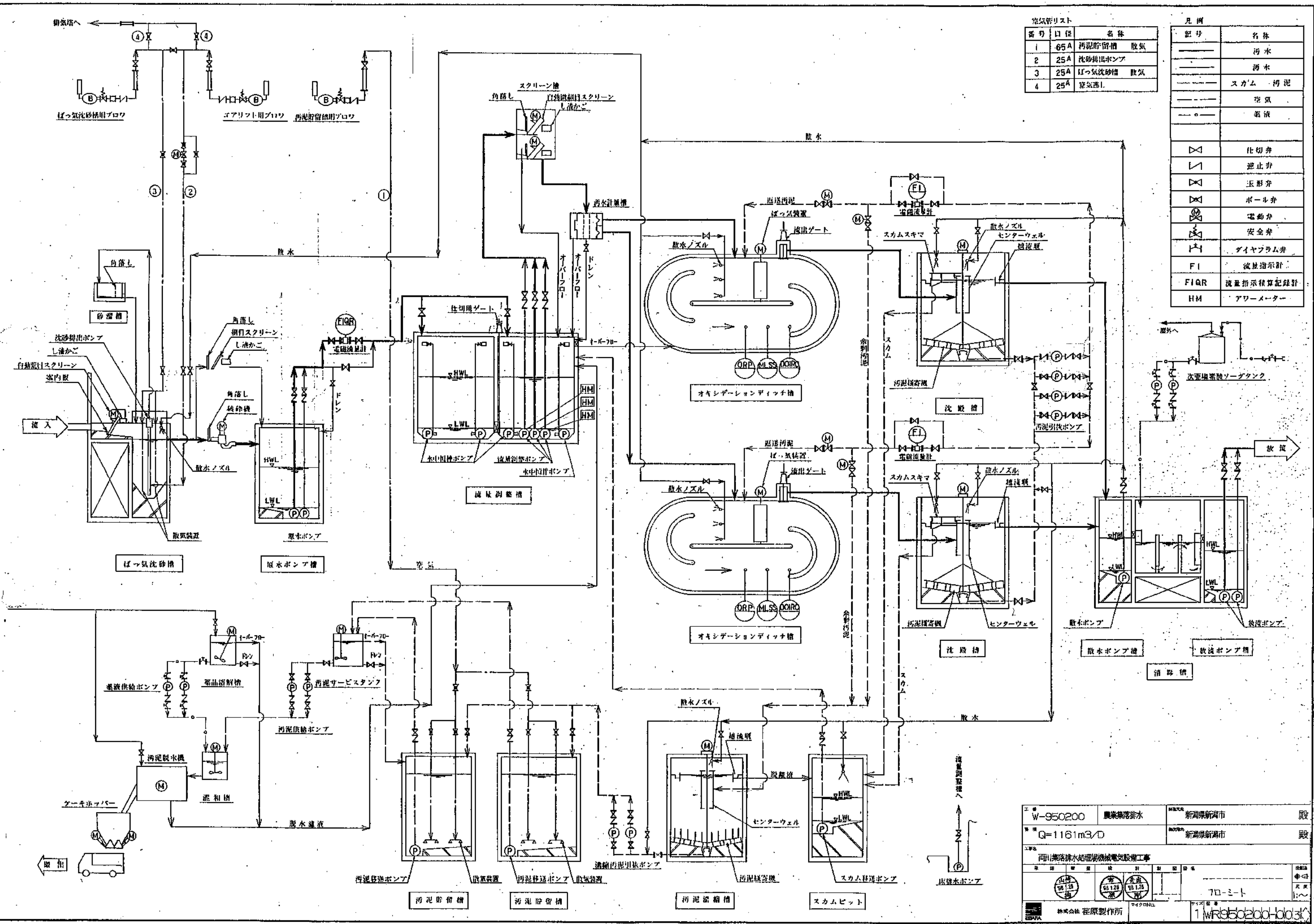
建屋計画人員	7-4300 (人)
処理対象汚水	生活汚水(化糞・雑排水)
日平均汚水量	0.16 (m³/日)
日最大汚水量	0.2 (m³/日)
汚泥発生汚水量	0.1 (m³/時)
汚泥発生量	200 kg/日
汚泥発生量	200 kg/日

設計者	監理者
施工者	検査者
完成日	完成地
全図	1/200

位置図

1:10,000





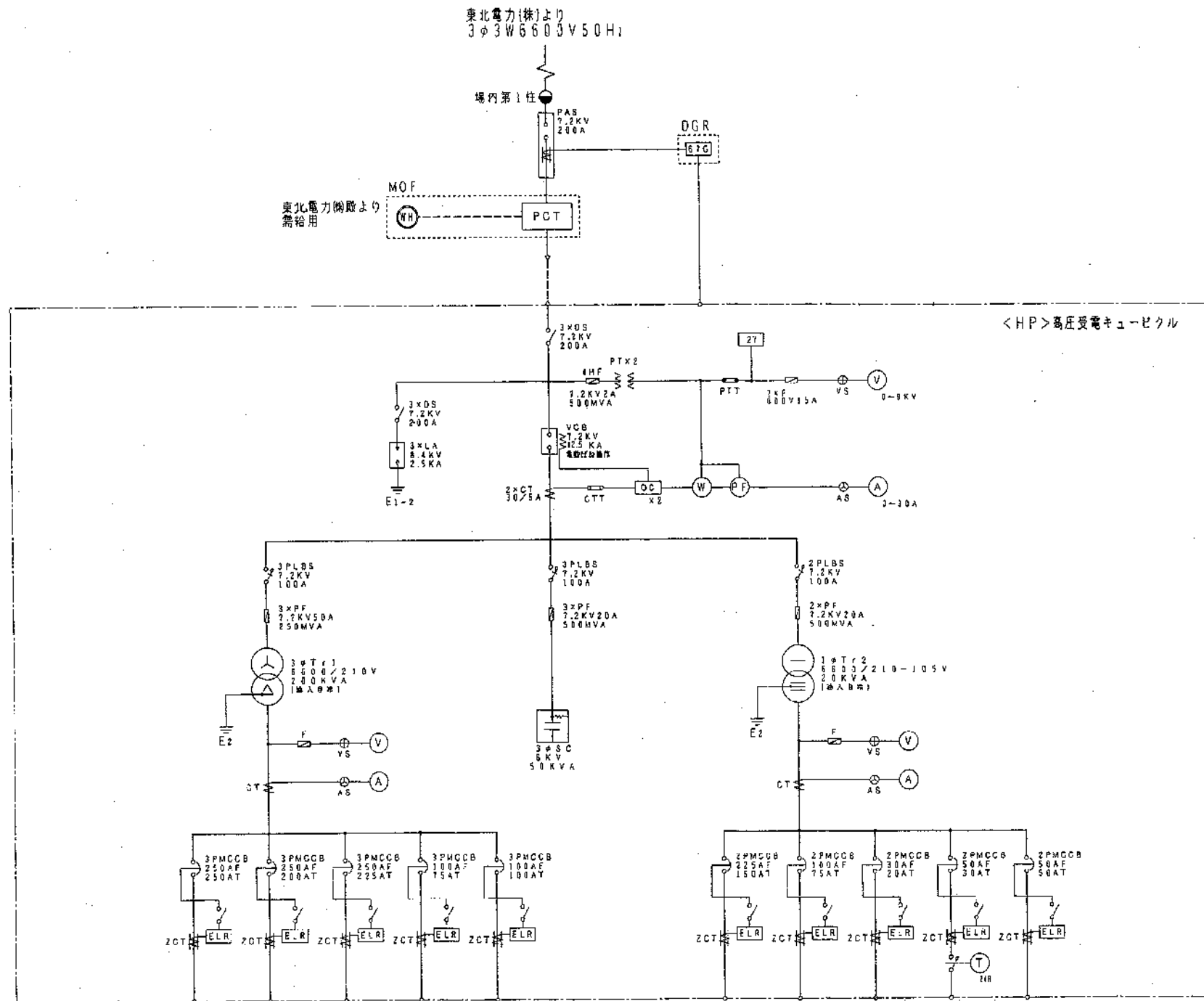
空気管リスト

番号	口径	名称
1	65A	汚泥貯留槽 散気
2	25A	沈砂抽出ポンプ
3	25A	ばっ気沈砂槽 散気
4	25A	空気送込

凡例

記号	名称
—	汚水
---	汚水
---	スカム 汚泥
○	空気
○	逆流
×	比切弁
∠	逆止弁
◇	玉形弁
⊗	ボール弁
⊕	電動弁
⊖	安全弁
⊙	ダイヤフラム弁
FI	流量指示計
FIQR	流量指示積算記録計
HM	アワーメーター

機種	W-950200	農業集落排水	新潟県新潟市	建設
流量	Q=1181m ³ /D		新潟県新潟市	建設
工事名	河川集落排水処理場機械電気設備工事			
図面番号	70-シート	縮尺	1/100	1/100
製図者	佐原製作所	承認者		



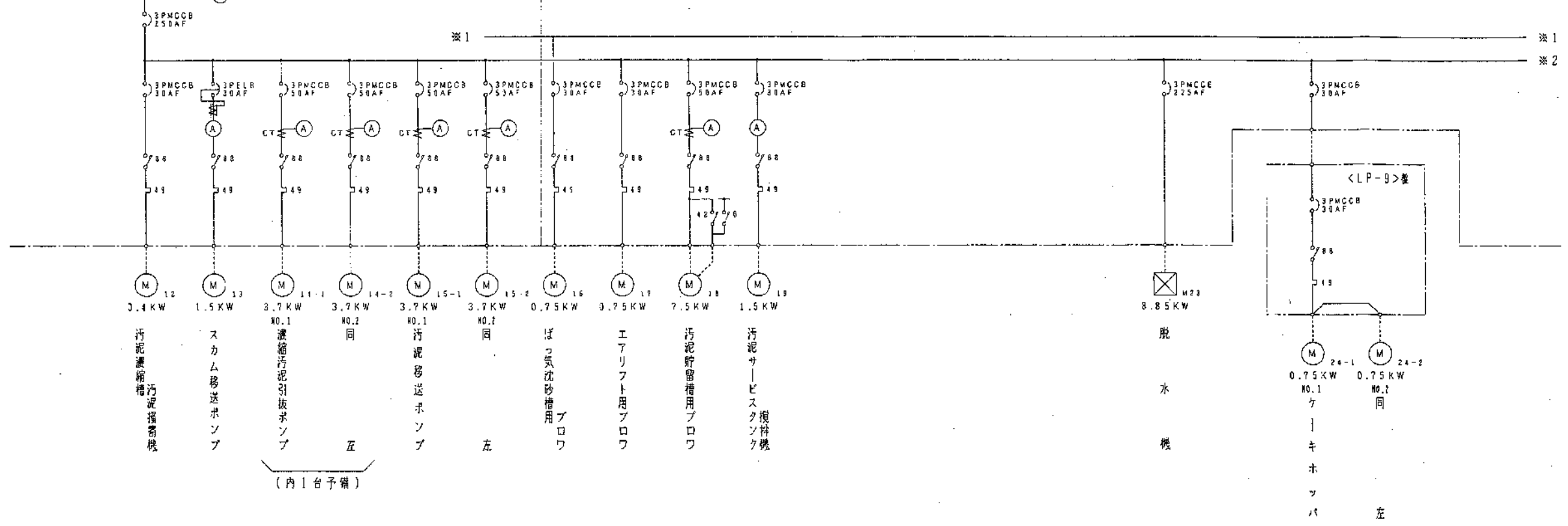
<P1-1>	<P1-2>	<P1-3>	<P1-4>	予	<L-1>	<IP>	D	外	予
動力	動力	動力	動力	予	照	計	G	外	予
力	力	力	力		明	器	R	灯	
制	制	制	制		分	盤	電		
御	御	御	御		電	源	源		
盤	盤	盤	盤	備	盤	盤	盤		備
38.63 KW	38.43 KW	24.03 KW	44.15 KW		20.6 KW		1.0 KW		

設計者	設計者
(株)信越測量設計	(株)信越測量設計
設計	設計
校核	校核
承認	承認
年月日	年月日
2019年10月9日	2019年10月9日
図名	図名
高圧受電回路図	E-1
設計 会社 市川 測量 設計 1 設計 2 設計 3	

<HP> 高圧受電キュービクルより
3φ3W200V50Hz

<P1-3> 動力制御盤

<P1-4> 動力制御盤

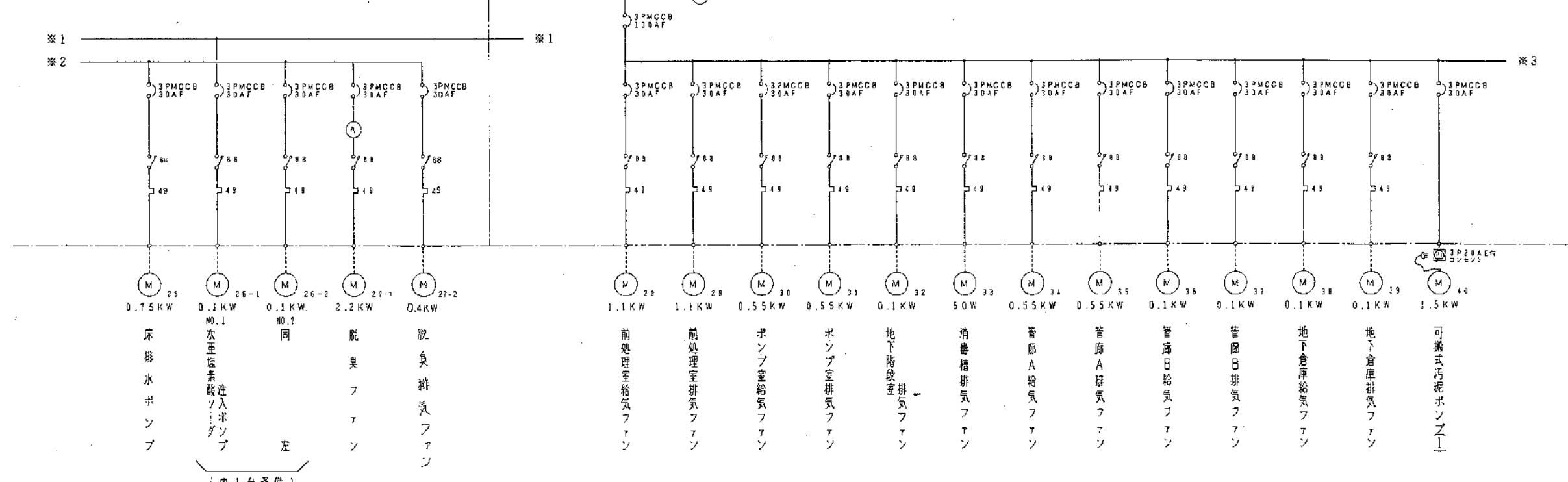


(内1台予備)

<HP> 高圧受電キュービクルより
3φ3W200V50Hz

<P1-4> 動力制御盤

<P1-5> 動力制御盤



(内1台予備)

設計者	設計	校核
(株)信越測量設計	(株)信越測量設計	
図名	図番	図尺
年 月 日	地区	平面
平成 年 月 日	西川地区	9
図面名称	年度	図番
年 月 日	12/11	E-3
設計	金野	中次
校核	山本	実
監理	山本	実

両川浄化センター

名称	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	数量	完工年月日	運転開始年月日	修繕履歴	備考
流入管さよ	硬質塩化ビニル管→ステンレス管	VU350(流入汚水管)		1	1998年	1998年		
ばっ気洗砂槽	鉄筋コンクリート造り	巾2.00×長2.00×深さ3.00	○滞留時間 時間最大汚水量の3分 ○有効容量 8.0m ³ ・プロウ(洗砂槽ばっ気用) 陸上型ルーツプロウ φ25mm×0.27m ³ /分×3.5mAq 0.75kw 1台 ・プロウ(エアリフトポンプ用) 陸上型ルーツプロウ φ25mm×0.35m ³ /分×3.5mAq 0.75kw 1台 ・自動常目スクリーン 目幅50mm 0.025kw×1台 ・沈砂排出ポンプ 1台 ・エアリフトポンプ 80A ・ばっ気用散気装置 2基 ・破砕機 630~4150m ³ /日×0.4kw×1台 ・細目スクリーン(手操式) 1基 目幅20mm	1	1998年	1998年	H15 自動微細目スクリーンNo2全整備 H17 破砕機ギヤードモーター全整備	プロウ 陸産製作所
原水ポンプ槽	鉄筋コンクリート造り	巾5.00×長5.00×深さ2.50	○滞留時間 時間最大汚水量の18分 ○有効容量 45m ³	2	1998年	1998年	H13 フロートスイッチ取替	
流量調整槽	鉄筋コンクリート造り	巾2.90×長7.00×深さ4.90	○滞留時間 日平均汚水量の8.94時間 ○有効容量 313m ³ ・汚水計量槽 1基	2	1998年	1998年	H19 投込み水位計センサー修繕	
汚水ポンプ	原水ポンプNo.1(DVB形)	φ125	吐出量 2.33m ³ /min 出力 11kw	1	1998年	1998年	H21 スライディングガイド取替	陸産製作所
	原水ポンプNo.2(DVB形)	φ125	吐出量 2.33m ³ /min 出力 11kw	1	1998年	1998年	H21 スライディングガイド取替	
	流量調整No.1(DV形)	φ65	吐出量 0.404m ³ /min 出力 3.7kw	1	1998年	1998年	H13 メカニカルシール取替 H15 全整備	
	流量調整No.2(DV形)	φ65	吐出量 0.404m ³ /min 出力 3.7kw	1	1998年	1998年	H13 メカニカルシール取替 H15 全整備	
	流量調整No.3(DV形)	φ65	吐出量 0.404m ³ /min 出力 3.7kw	1	1998年	1998年	H13 メカニカルシール取替	
	水中攪拌No.1(DE形)	φ80	出力 2.2kw	1	1998年	1998年	H13 メカニカルシール取替 H18 吸込みストレーナー取替 H19 ポンプ本体取替	
	水中攪拌No.2(DE形)	φ80	出力 2.2kw	1	1998年	1998年	H14 メカニカルシール取替 H18 吸込みストレーナー取替 H21 ポンプ本体取替	
	水中攪拌No.3(DE形)	φ80	出力 2.2kw	1	1998年	1998年	H13 メカニカルシール取替 H18 吸込みストレーナー取替 H19 ポンプ本体取替	
	水中攪拌No.4(DE形)	φ80	出力 2.2kw	1	1998年	1998年	H14 メカニカルシール取替 H18 吸込みストレーナー取替 H21 ポンプ本体取替	
	スカム移送ポンプ(DV形)	φ50	移送量 0.2m ³ /min 出力 1.5kw	1	1998年	1998年		
散水ポンプ(DL形)	φ65	出力 1.5kw	1	1998年	1998年			
放流No.1	φ100	吐出量 1.21m ³ /min 出力 5.5kw	1	1998年	1998年			
放流No.2	φ100	吐出量 1.21m ³ /min 出力 5.5kw	1	1998年	1998年			
オキシデーションディッチ槽	鉄筋コンクリート造り	巾4.50×長81.00×深さ2.00	○滞留時間 日平均汚水量の29.8時間 ○有効容量 1443m ³ ・エアレータ 横軸式 2台	2	1998年	1998年	H14 ばっ気装置(No.1・2)制御盤冷却ファン取替 H15 ばっ気装置(No.2)駆動側主軸スプロケット・チェーン取替 H17 ばっ気装置(No.2)減速機全整備 H18 ばっ気装置(No.1)減速機全整備 H20 ばっ気装置(No.1・2)インバータ冷却ファン取替	
沈殿槽	鉄筋コンクリート造り	槽径φ8.00,深さ4.00	○滞留時間 日平均汚水量の6.42時間 ○有効容量 311m ³ ・越流堰 2組 ・汚泥引抜ポンプ(DV形) 横型無閉塞ポンプ φ80 引抜能力 1.62m ³ /min 出力 3.7kw 4台 ・スカムスキマ 2組 ・センターウェル 2基 ・電磁流量計 2基(汚泥計量用)	2	1998年	1998年	H14 汚泥引抜ポンプNo.3インバータ取替 汚泥引抜ポンプNo.4全整備 H15 汚泥引抜ポンプNo.1全整備 H17 汚泥引抜ポンプNo.1・2・4インバータ取替 H19 汚水流量計修繕 H22 No.1・2ローラ用軸受取替	
散水ポンプ槽	鉄筋コンクリート造り	巾1.80×長1.80×深さ2.30	○滞留時間 散水量の14.5分 ○有効容量 2.91m ³ ・散水ノズル カウンターウェイト式 20個	1	1998年	1998年		
消毒槽	鉄筋コンクリート造り	巾4.00×長4.00×深さ1.00	○滞留時間 日平均汚水量の19.8分 ○有効容量 16.0m ³ ・消毒タンク 8m ³ 1基 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ(ダイヤフラム式定量ポンプ) φ15A 0.1kw 2台 使用薬剤 次亜塩素酸ソーダ(有効塩素分12%) 注入率 10ppm以上	1	1998年	1998年		
放流ポンプ槽	鉄筋コンクリート造り	巾2.00×長4.00×深さ2.50	○滞留時間 日平均汚水量の16.0分 ○有効容量 12.2m ³	1	1998年	1998年		
放流管さよ	ステンレス鋼管	SUS125A		1	1998年	1998年		
汚泥濃縮槽	鉄筋コンクリート造り	槽径φ4.00,深さ4.50	○有効容量 47.7m ³ ○濃縮汚泥量 6.20m ³ /日 ・濃縮汚泥引抜ポンプ(PH-100) 横型無閉塞ポンプ φ100 引抜能力 0.69m ³ /min 出力3.7kw 2基 ・センターウェル 1基	1	1998年	1998年	H15 濃縮汚泥引抜ポンプ 全整備(2台)	汚泥引抜ポンプ 陸産製作所
汚泥貯留槽	鉄筋コンクリート造り	巾4.00×長8.50×深さ4.50 巾8.00×長2.50×深さ4.50	○有効容量 125.8m ³ 74m ³ ・プロウ(汚泥貯留槽) 陸上型ルーツプロウ φ80mm×3.4m ³ /分×4.5mAq 7.3kw 1台 ・散気装置 1基	2	1998年	1998年		
汚泥脱水設備	汚泥脱水機(多重円盤型脱水機)	GTY-1000NNE型	4m ³ /日 ケーキ含水率85%以下 出力8.85kw	1	1998年	1998年	H22 シャーディング取替	陸産製作所
	汚泥供給ポンプ(軸ネジ式ポンプ)	φ80	揚水量 50~100l/min 出力 3.7kw	2	1998年	1998年		
	汚泥サービスタンク	SUS製円筒型	○タンク容量 3.0m ³ ・堅型攪拌機(150rpm×1.5kw×1台)	1	1998年	1998年	H16 主軸及び羽根車取替 H17 減速機付モーター取替 H21 減速機付モーター取替	
	薬品溶解槽	SUS製円筒型	○タンク容量 3.0m ³ ・堅型攪拌機(300rpm×2.2kw×1台) ・薬品供給ポンプ 1基	1	1998年	1998年		
薬品供給ポンプ	φ32	吐出量 7.5~15l/min 出力 0.75kw	2	1998年	1998年	H14 整備		
脱水ケーキホッパー	鋼板製カッター式	○ホッパー容量 4.0m ³ 電動機 1.5kw(0.75kw×2台)	1	1998年	1998年			
管理棟	鉄筋コンクリート造り	建築面積 1687m ²	動力制御計器盤(屋内自立開閉型)	1	1998年	1998年		
自家発電機	定着型自動運転		3相 200V 70KVA	1	1998年	1998年	H16 冷却水ヒーター取替 H19 バッテリー用触媒取替	
受電設備	高圧 3相 6600V 147kw			1	1998年	1998年	H20 高圧引込開閉器取替	
自動通報装置	コルソスCSOX(P) CSAD-4A			1	1998年	1998年	H20 本体取替 アレスター取付	

両川浄化センター 機器リスト

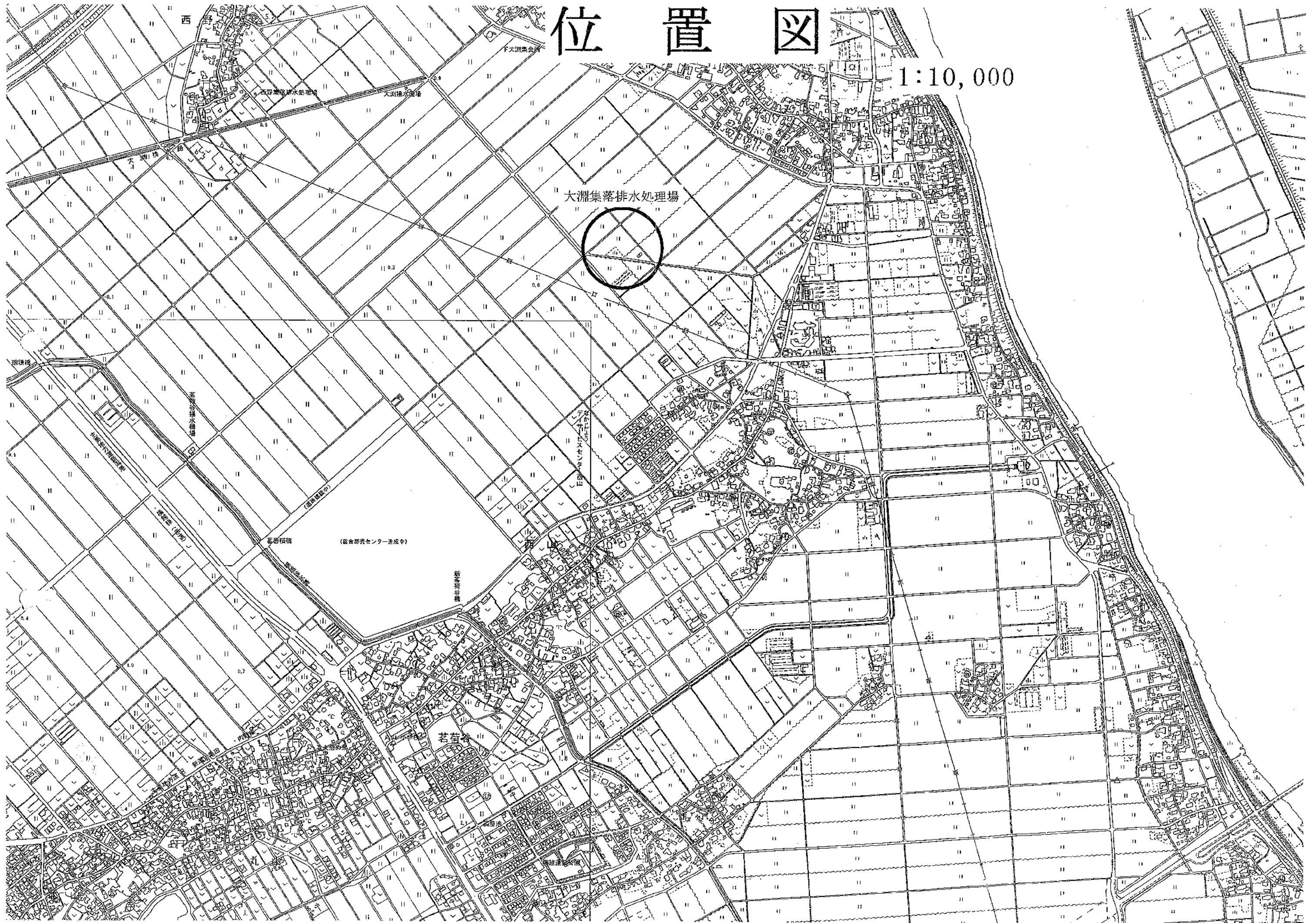
機器	仕様及び材質	数量
自動荒目スクリーン	目幅50mm・電動機0.025kW SUS 304 製・ポリウレタン製	1台
沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ 80A×0.15m ³ /分 SUS製	1台
破碎機	能力630~4150m ³ /日 電動機 0.4kW	1台
細目スクリーン (手掻式)	目幅20mm, SUS 304 製	1台
ばっ気沈砂槽散気装置	SUS 304 製	2基
原水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ125×2.33m ³ /分×10.0m×11kW	2台 (1台予備)
電磁流量計 (原水)	φ125mm・記録計・積算計共	1式
水中攪拌ポンプ	空気量 45m ³ /H×2.2kW, φ80	4台
流量調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ65×0.404m ³ /分×9.00m×3.7kW	3台 (1台予備)
自動微細目スクリーン	目幅2.0mm, 電動機0.025kW, SUS 304 製	2台 (1台予備)
汚水計量槽	寸法 幅1.20m×長2.50m×高0.70m SUS 304 製	2基
ばっ気装置	横軸式・φ1.00m×3.00m×11kW SUS 304 製	2基
沈殿槽越流堰	中心駆動型・φ8.0m×0.4kW SUS 304 製	2基
沈殿槽スカムスキマ	SUS 304 製	2組

機器	仕様及び材質	数量
沈殿槽センターウエル	φ1200 SUS 304 製	2組
沈殿槽汚泥引抜ポンプ	横型無閉塞ポンプ (可変速タイプ) φ80×0.33~0.41m ³ /分×3.00m×3.7kW	4台
電磁流量計 (返送汚泥)	φ100・記録計・積算計共	2基
散水ポンプ	水中汚水ポンプ φ65×0.20m ³ /分×10.0m×1.5kW	1台
散水ノズル	コック式 100/分 PVC	20基
消毒タンク	容量6m ³ , FRP製 次亜塩素酸ソーダ	1基
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ φ15×112cc/分×10kgf/cm ² ×0.1kW	2台
放流ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ100×1.21m ³ /分×10.0m×5.5kW	2台 (1台予備)
スカム移送ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ50×0.20m ³ /分×9.00m×1.5kW	1台
汚泥濃縮槽汚泥掻寄機	中心駆動型・φ4.00m×0.4kW SUS 304 製	1基
汚泥濃縮槽越流堰	SUS 304 製	1基
汚泥濃縮槽センターウエル	φ800 SUS 304 製	1組
濃縮汚泥移送ポンプ	横型無閉塞ポンプ φ100×0.69m ³ /分×6.00m×3.7kW	2台
汚泥貯留槽散気装置	ディフューザ ヘッダー管・SUS 304 製	8基

機器	仕様及び材質	数量
ばっ気沈砂槽用ブロワ	ルーツブロワ φ25×0.27m ³ /分×3.50mAq×0.75kW	1台
エアリフト用ブロワ	ルーツブロワ φ25×0.35m ³ /分×3.50mAq×0.75kW	1台
汚泥貯留槽攪拌用ブロワ	ルーツブロワ φ80×3.4m ³ /分×4.50mAq×7.5kW	1台
汚泥サービスタンク	堅円筒型 3.0m ³ SUS 304 製	1基
汚泥サービスタンク攪拌機	堅型攪拌機 150rpm×1.5kW	1台
汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ φ80×50~100ℓ/分×7.00m×3.7kW	2台 (1台予備)
薬品溶解槽	堅円筒型 3.0m ³ SUS 304 製	1基
薬品溶解槽攪拌機	堅型攪拌機 300rpm×2.2kW	1台
薬品供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ φ32×5~10ℓ/分×7.00m×0.75kW	2台 (1台予備)
脱水機	多重円板型脱水機 4.0m ³ /時×8.85kW	1台
ケーキホッパー	鋼板製カットゲート式 4.0m ³ ×(0.75+0.75) kW	1基
床排水ポンプ	雑排水ポンプ φ50×0.10m ³ /分×10.0m×0.75kW	1台

位置図

1:10,000



大淵集落排水処理場

西

下大淵集会所

西野集落排水処理場

大淵排水路

大淵排水路

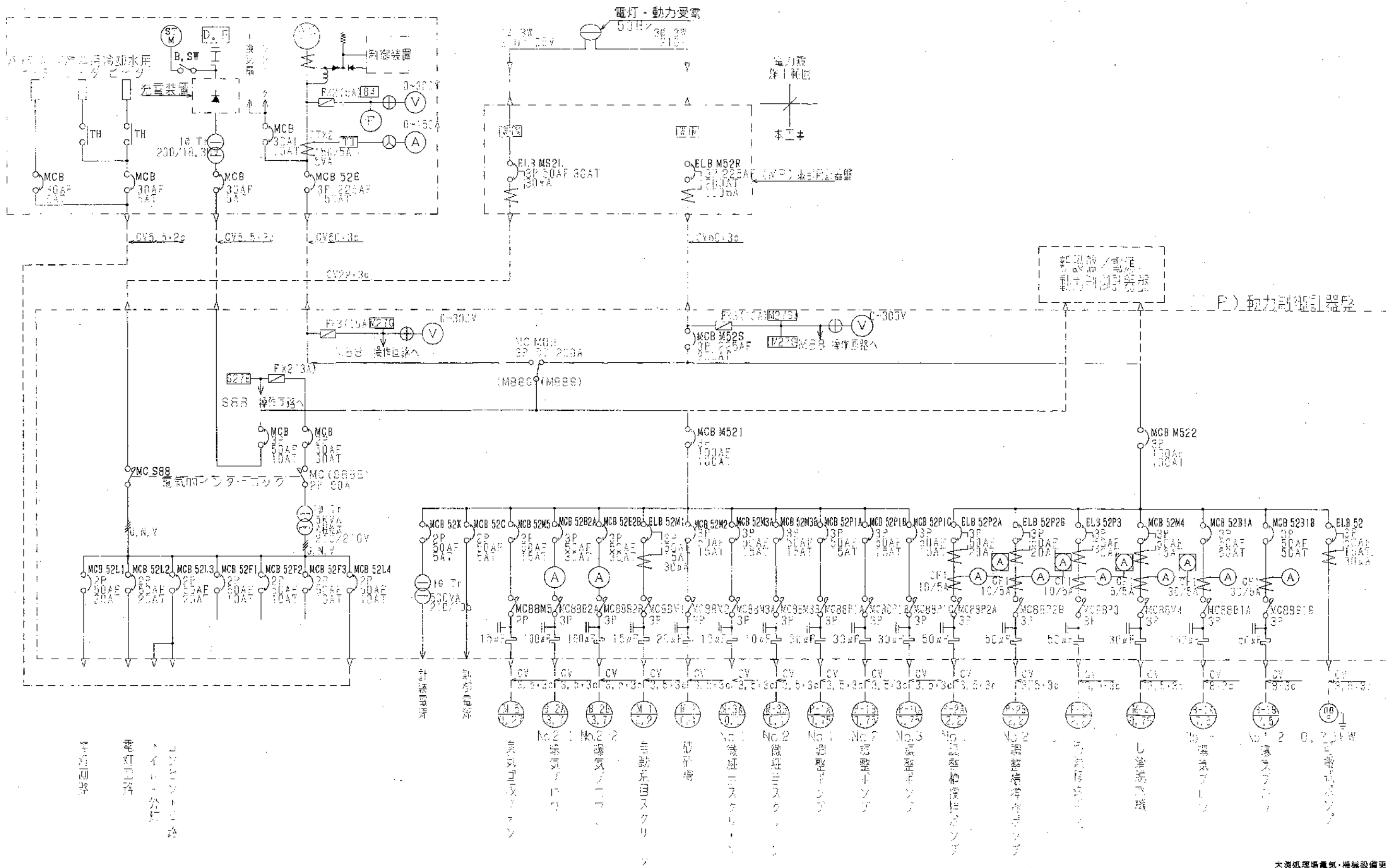
高瀬谷排水路

高瀬谷排水路

(組合卸売センター造成中)

新高瀬谷排水路

若荷



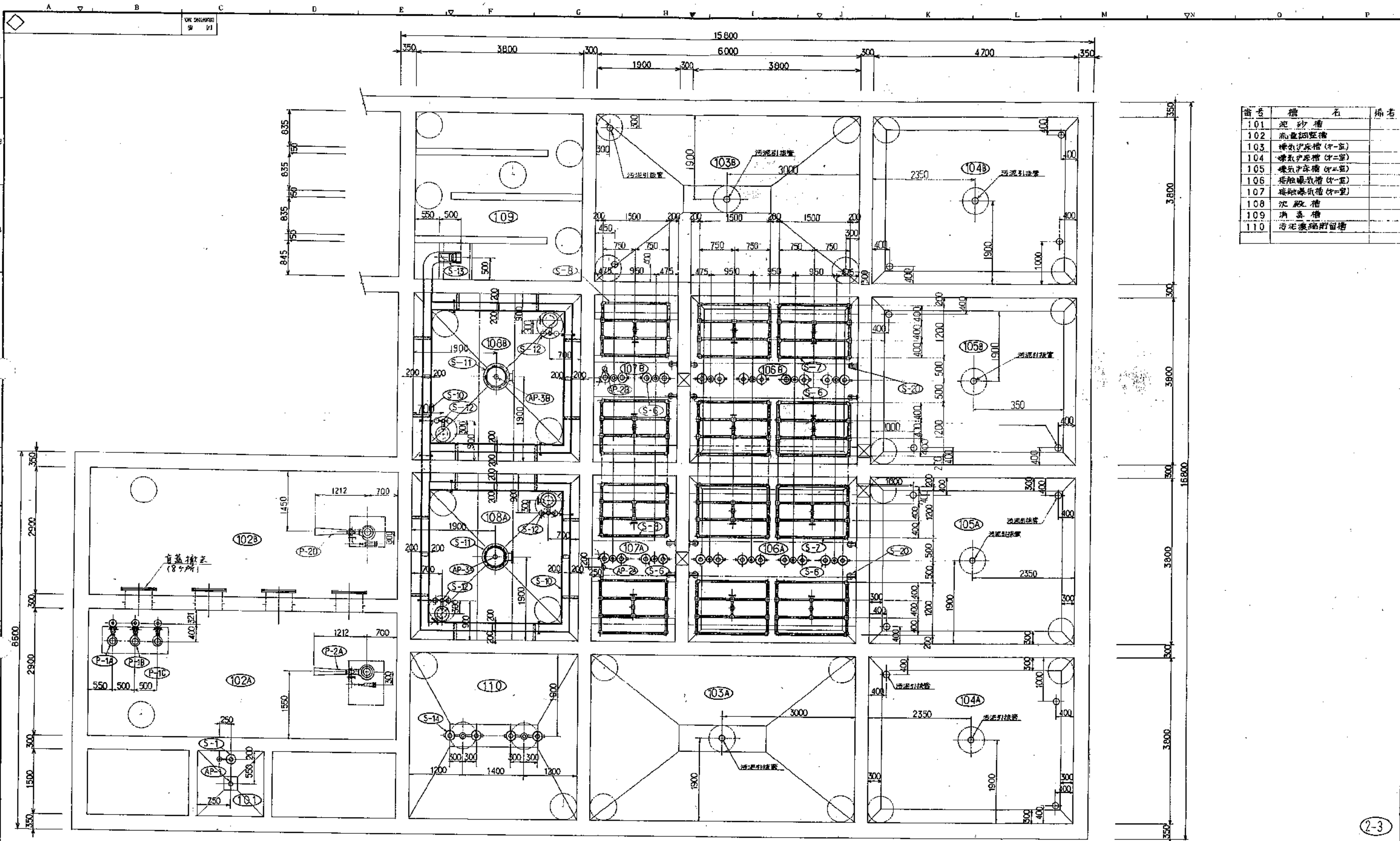
(200V) (210V) (190V)

大浜処理場電気・機械設備更新工事

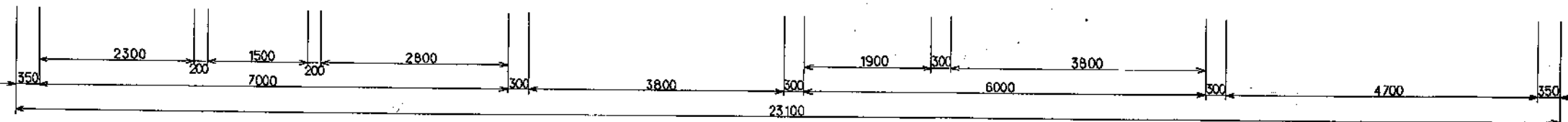
測量者	設計者
(株) 信越測量設計	(株) 信越測量設計
所長	課長
事務	設計
事業名	地区名
農業用水導水事業(灌漑強化)	大浜地区
図面名	図面番号
動力盤半線図	E-6
S=NONE	
計画	年度
全訂	年度
設計	年度
変更1	年度
変更2	年度
出来年	

大淵処理場

名称	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	数量	完工年月日	運転開始年月日	修繕履歴	備考
流入管きよ	ダクタイル鑄鉄管	DOGIP200(汚水流入管)		1	1988年	1988年		
沈砂槽	鉄筋コンクリート造り	巾1.50×長1.50×深さ3.10	○滞留時間 時間最大汚水量の5分 ○有効容量 4.5m ³ ・自動旋回スクリーン 目幅30mm 60m ² /h×0.2kw×1台 ・排砂ポンプ(エアリフトポンプ) 75φ×0.1m ² /分×1台 ・ばっ気装置 ディフューザー 1個 ・破砕機 1500m ² /日×0.4kw×1台	1槽	1988年	1988年	H15 破砕機取替	
流量調整槽	鉄筋コンクリート造り	巾2.90×長7.00×深さ4.90	○滞留時間 日平均汚水量の8.23時間 ○有効容量 133m ³ ・自動旋回スクリーン 目幅2mm 30m ² /h×0.1kw×2台 ・分水計量槽 レノッチ均等分水方式×0.2m ² ・洗濯機 35kg/h×0.75kw×1台	1槽	1988年	1988年	H17 洗濯機全整備	
汚水ポンプ	流量調整No.1(TOS65U21.5)	φ65	吐出量 0.25m ³ /min 出力 1.5kw	1	1988年	1988年		側在原製作所
	流量調整No.2(TOS65U21.5)	φ65	吐出量 0.25m ³ /min 出力 1.5kw	1	1988年	1988年		
	流量調整No.3(TOS65U21.5)	φ65	吐出量 0.16m ³ /min 出力 0.75kw	1	1988年	1988年	H22 取替	
	水中攪拌No.1(TOS80UR42.2)	φ80	吐出量 0.55m ³ /min 出力 2.2kw	1	1988年	1988年	H19 全整備	
水中攪拌No.2(TOS80UR42.2)	φ80	吐出量 0.55m ³ /min 出力 2.2kw	1	1988年	1988年	H19 全整備		
嫌気ろ床槽	鉄筋コンクリート造り	第1室 巾3.80×長6.00×深さ4.90×2槽 第2室 巾3.80×長4.70×深さ4.90×2槽 第3室 巾3.80×長4.70×深さ4.90×2槽	○滞留時間 日平均汚水量の1.04時間 ○有効容量 第1室 155m ³ 第2室 157m ³ 第3室 157m ³ ・接触材 第1室 網状 充填率 61.7% 充填寸法 3.8×6.0×3.4×2槽 第2室 網状 充填率 71.4% 充填寸法 3.8×4.7×4.4×2槽 第3室 球状 充填率 79.5% 充填寸法 3.8×4.7×4.4×2槽 ・汚泥引抜管 φ150 SUS管 6本 VP管12本 ・汚泥移送ポンプ(横型自吸式汚泥ポンプ) φ50×0.15m ³ /分×2.2kw×1台	6槽	1988年	1988年		
接触ばっ気槽	鉄筋コンクリート造り	第1室 巾3.80×長3.80×深さ4.90×2槽 第2室 巾1.90×長3.80×深さ4.90×2槽	○滞留時間 日平均汚水量の1.04時間 ○有効容量 第1室 124m ³ 第2室 62m ³ ・接触材 第1室 網状 充填率 66.6% 充填寸法 3.8×3.8×4.3×2槽 第2室 網状 充填率 66.6% 充填寸法 1.9×3.8×4.3×2槽 ・返水ポンプ(エアリフトポンプ) φ75×0.1m ³ /分×2台 ・返水計量槽 Vノッチ式×0.16m ² ×2基 ・ばっ気装置(ディフューザー) 第1室 16個 第2室 8個 ・逆洗装置(散気管 VP40) 第1室8基 第2室4基 ・消泡剤剤筒 第1室 8基 第2室 4基	4槽	1988年	1988年		
沈澱槽	鉄筋コンクリート造り	巾3.80×長3.80×深さ4.90×2槽	○滞留時間 日平均汚水量の3.43時間 ○有効容量 64.2m ³ ・越流堰 連続ノッチ式×2基 ・センターフェル φ500mm×2基 ・スカムスキーマ 75mmエアリフト式フロートタイプ×4基 ・汚泥引抜エアリフトポンプ φ75×0.1m ³ /分×2基	2槽	1988年	1988年		
消毒槽	鉄筋コンクリート造り	巾3.80×長3.80×深さ1.95×1槽	○滞留時間 日平均汚水量の30.7分 ○有効容量 9.59m ³ ・次亜鉛素酸カルシウム錠剤溶解型 PVC錠剤充填装置 30kg×1基	1槽	1988年	1988年		
放流管きよ	鋼管	SGPW60A(汚水放流管)		1	1988年	1988年		
汚泥処理施設	鉄筋コンクリート造り	巾3.80×長3.80×深さ4.90×1槽	○有効容量 58.9m ³ ○貯留容量 嫌気ろ床槽の12.5% ・ばっ気装置 ディフューザー 4個	1槽	1988年	1988年		
共通施設	管理棟	鉄筋コンクリート造り	建築面積 7.35×16.65=122.38m ² 機械室 44.895m ² 管理室 15.375m ² 倉庫 10.462m ² 便所 1.725m ² 流入沈砂室 49.920m ³ ブローポンプ(ルーツ型) φ80×4.5m ³ /分×0.45kg/cm ² ×7.5kw×2台 φ85×2.25m ³ /分×0.45kg/cm ² ×3.75kw×2台 動力制御計器盤(屋内自立閉鎖型) 現場操作盤 臭気回収用ダクトファン φ400×40m ³ /分×10mmAg 有圧換気扇 φ300×15m ³ /分×8mmAg×50w×2台 φ300×60m ³ /分×5mmAg×200w×1台	1棟	1988年	1988年	H13 電磁開閉器・補助リレー・タイマー全取替 H15 ブローポンプ取替 H18 攪拌ポンプ用電磁開閉器取替 H21 調整ポンプ用・攪拌ポンプ用・1系ブローポンプ用電磁開閉器取替 H22 調整ポンプ・ブローポンプ用オートブレーカ取替	ブローポンプ 騒音アンレット
	自家発電機	定着型自動運転	3相 200V 40KVA	1式	1988年	1988年	H9 エンジン整備、バッテリー・触媒取替 H18 エンジンウォーターポンプ取替 H20 バッテリー・触媒取替	
	発電設備	低圧 3相 200V 34kw		1式	1988年	1988年		
	自動通報装置	電話回線		1式	1988年	1988年	H12 アレスター取付 H18 バックアップバッテリー取替 H21 本体取替	



番号	槽名	備考
101	沈砂槽	
102	前置調整槽	
103	曝氣沈砂槽 (第一)	
104	曝氣沈砂槽 (第二)	
105	曝氣沈砂槽 (第三)	
106	接触曝氣槽 (第一)	
107	接触曝氣槽 (第二)	
108	沈殿槽	
109	沈殿槽	
110	汚泥濃縮貯留槽	



機器全体配置平面図 5=1/40
(下部平面図)

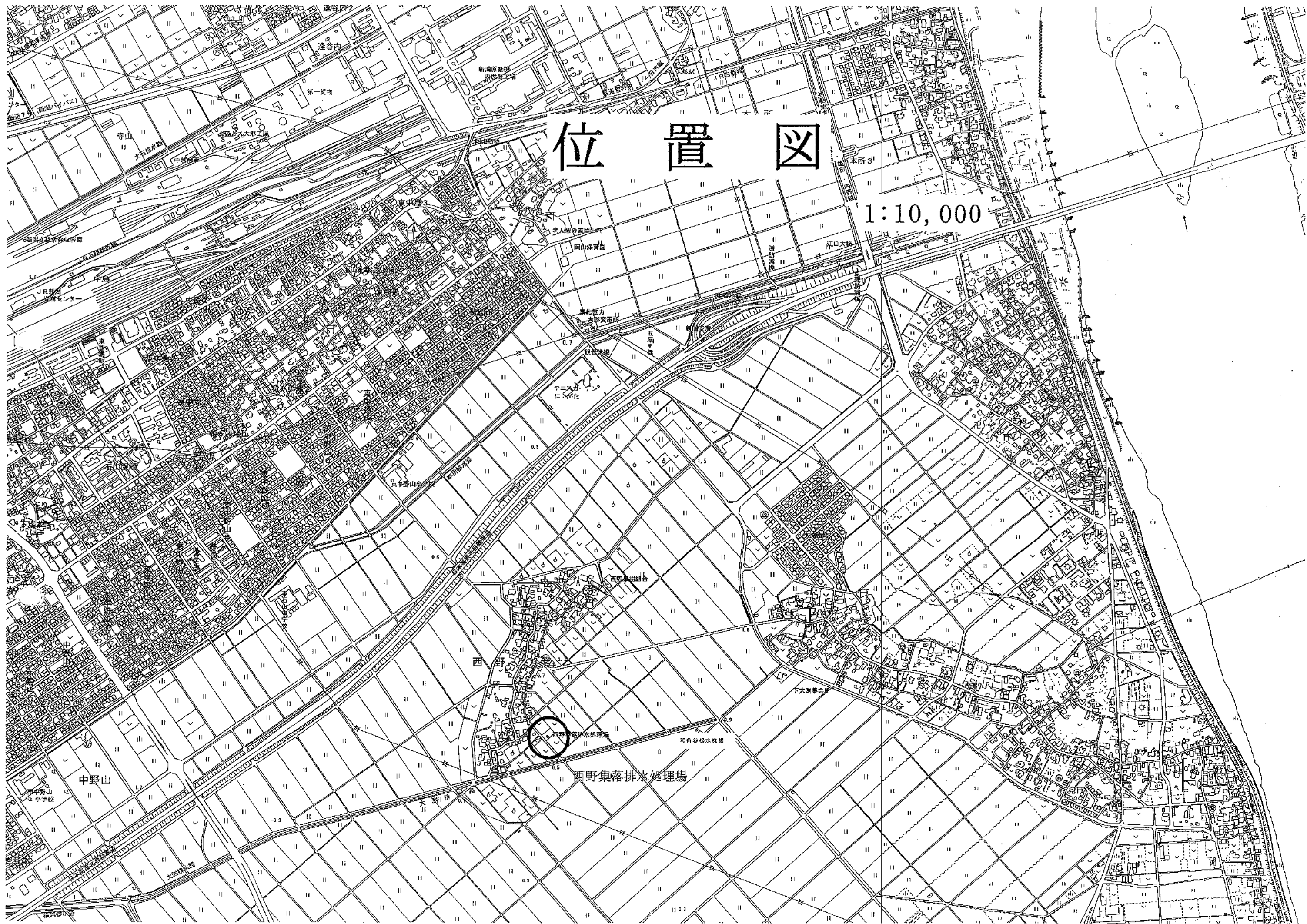
NO.	日付	記述	印

形番 NO.	名 PARTICULARS	材質 MATEL.	数量 QUANT.	備考 REMARKS
作成 BY	検査 CHECKED BY	指示 DRAWN BY	年月日 DATE	
			1955	
			1/40	
図名 TITLE				
大坂市役所 大坂市役所 大坂市役所				
機器全体配置平面図 (2/2)				
納先 FOR				
新 潟 市 役 所 蔵				
形式 DRAWING NO.				
W26640				
製 月島機軸株式会社				
TSUKISHIMA KIKAI CO. LTD.				

工事番号 JOB NO.	8890575
製 DATE	
材 MATEL.	
量 QUANT.	
備 REMARKS	

位置図

1:10,000



西野集落排水処理場

中野山

寺山

新湯原

JR野山

中野山小学校

老人憩の家

東北電力

野山

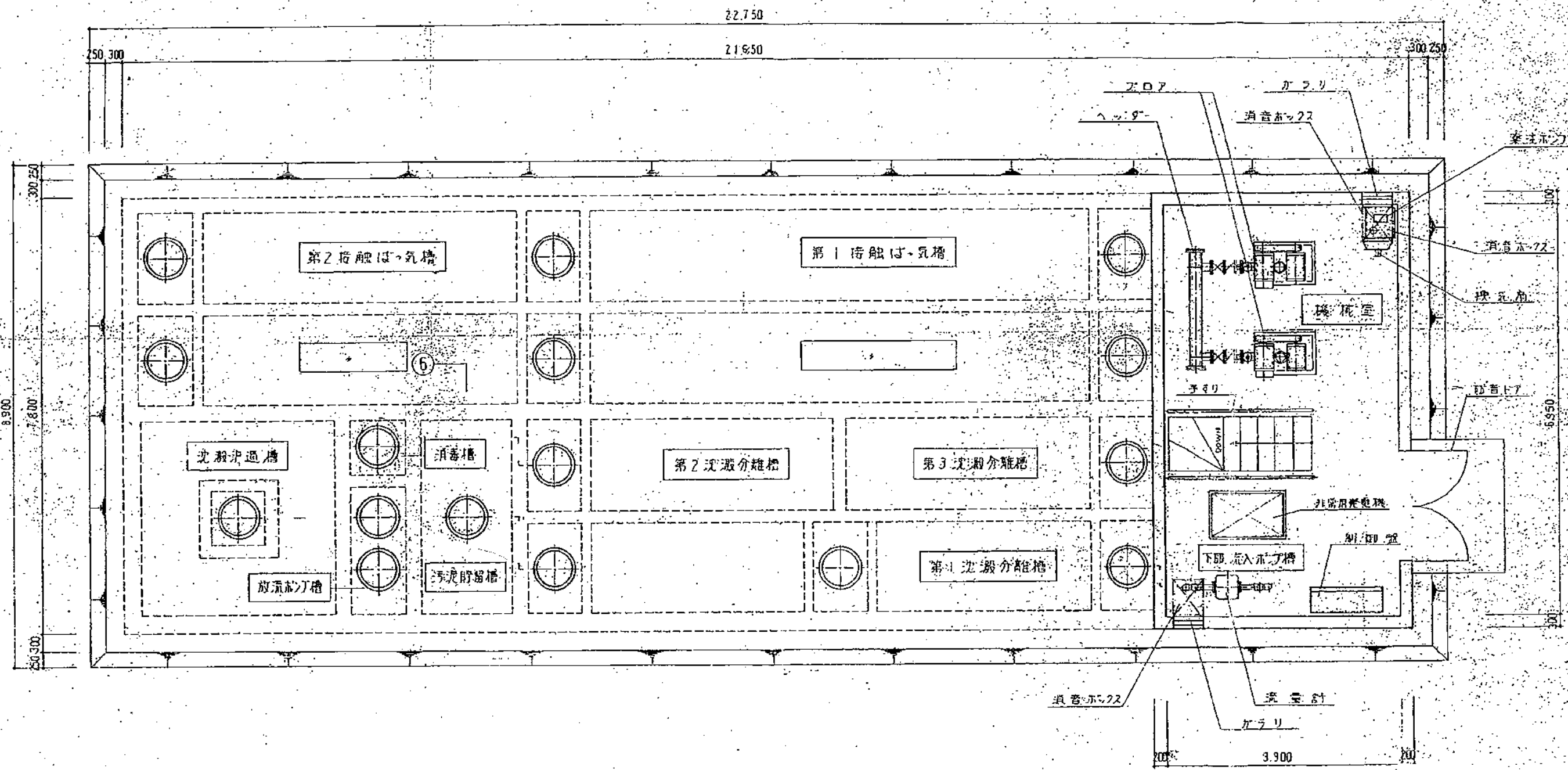
野山

下大

野山

大

11.03

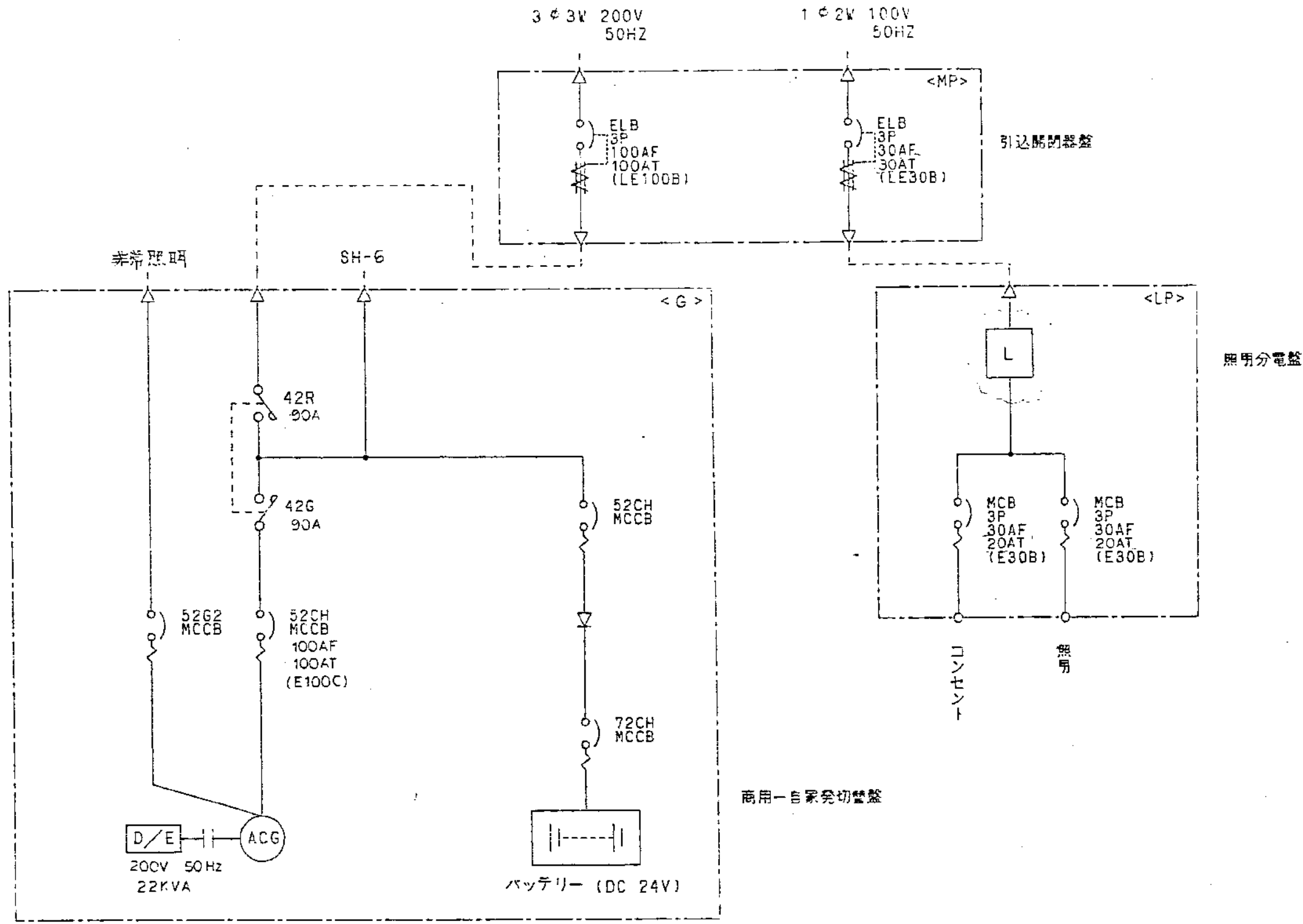


平面図

測 量 者		設 計 者		
審 査 者	課 長	係 主	長 任	係 員
事 業 名		地 区 名	年 度	
		大 江 山		
図 面 名 称	西野処理場	図 面 番 号		
	処理槽平面図			
計画 全計 年度 計画 変更1 変更2 世米前				

A
B
C
D
E
F
G
H
J
K
L
M
N
P
Q
R
S
T
U
V

A
B
C
D
E
F
G
H
J
K
L
M
N
P
Q
R
S
T
U
V

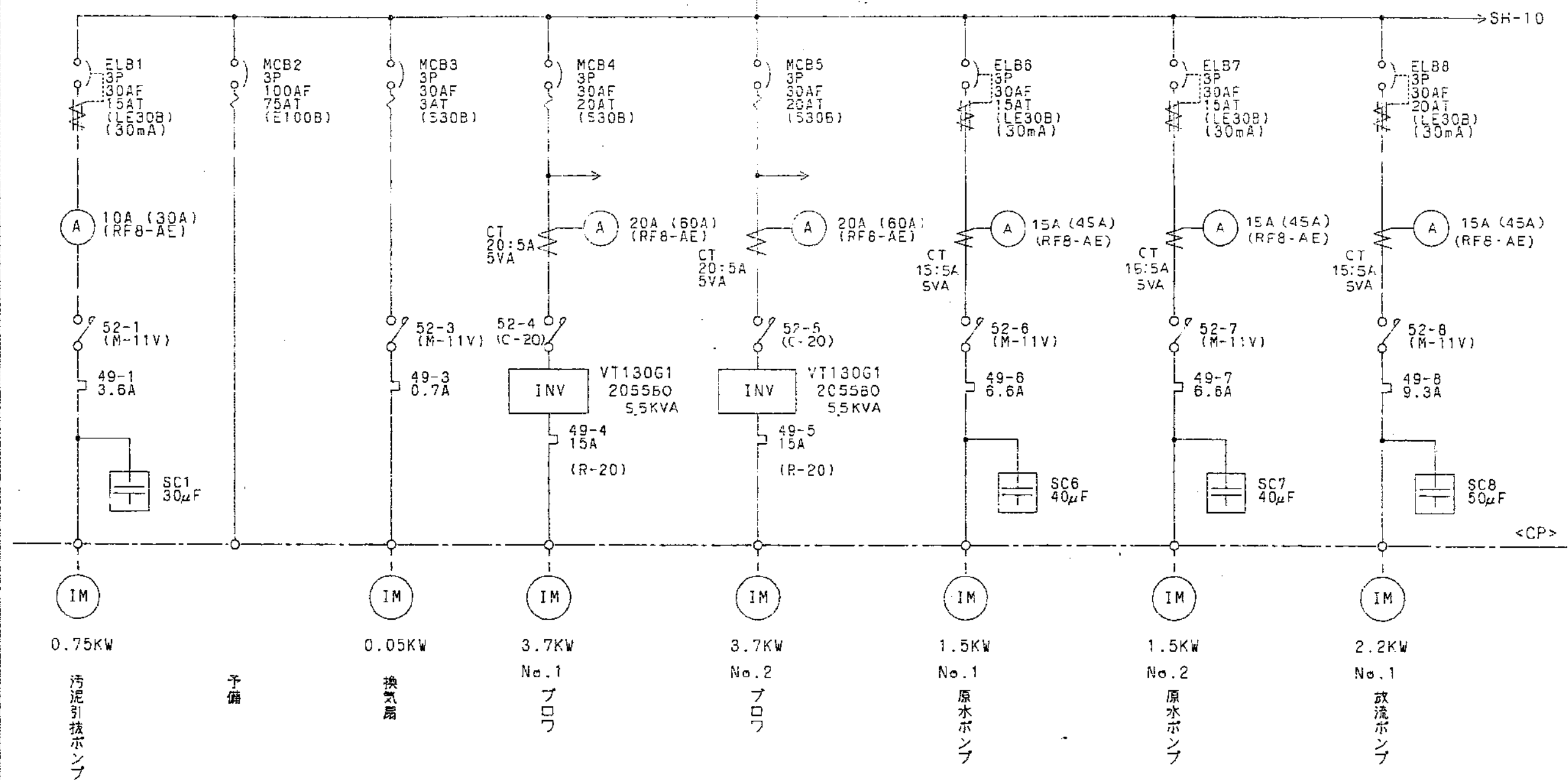
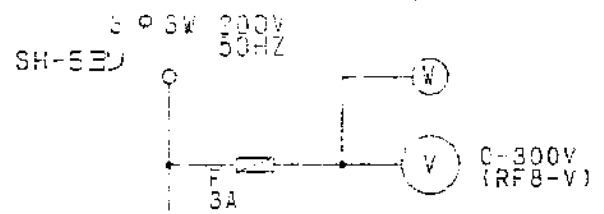


(詳細は別紙による)

株式会社 **東芝**
TOSHIBA CORPORATION

検図 CHECKED BY	設計 DESIGNED BY	単線結線図 (1)
<i>[Signature]</i>	<i>[Signature]</i>	KK CJS1016-5
印 登録		

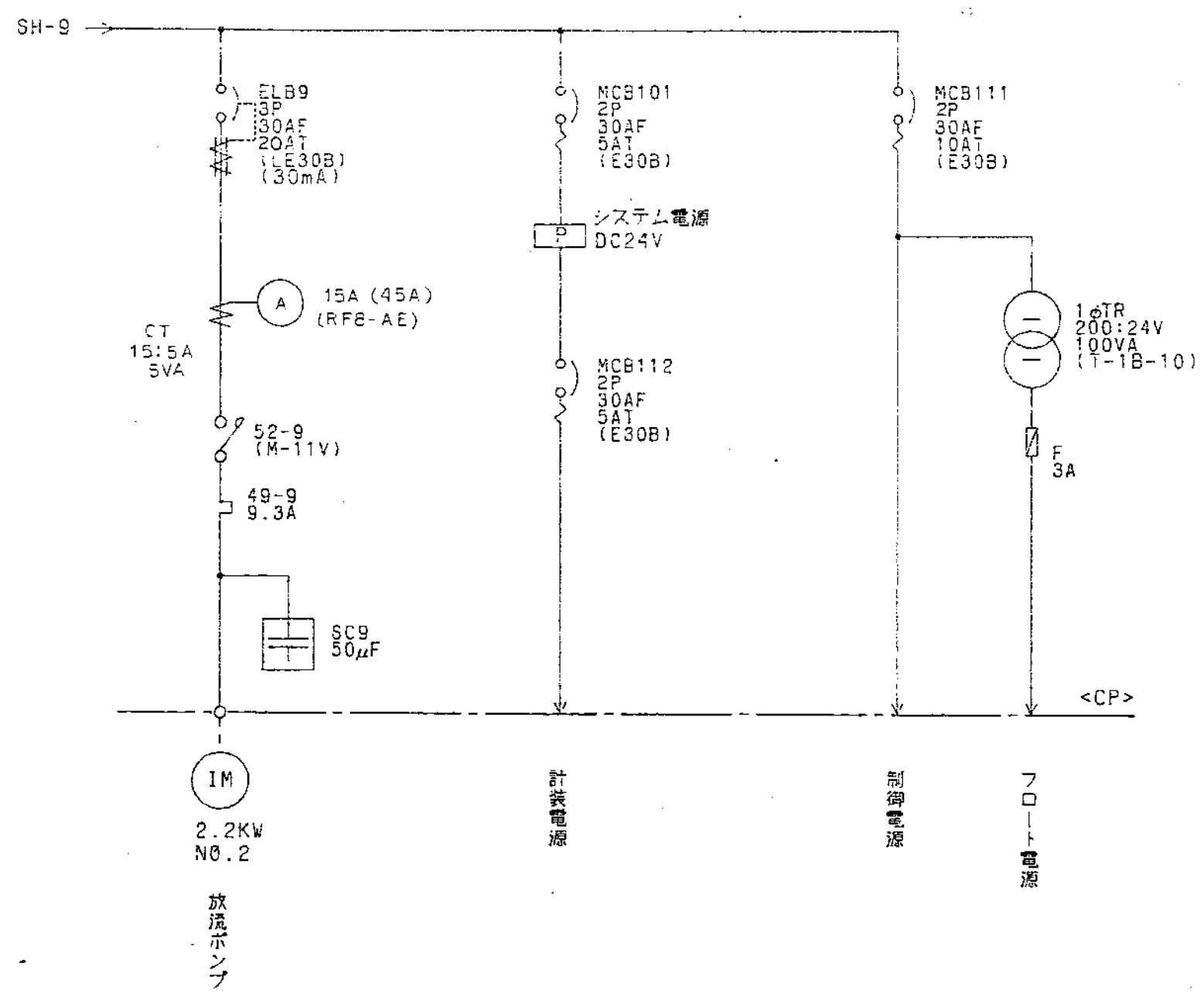
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
P
Q
R
S
T
U
V



株式会社 **東芝**
TOSHIBA CORPORATION

検図 CHECKED BY	設計 DESIGNED BY	単線結線図 (2)
山	野	KK.CJS1016-6
保管 REGISTERED		

A
B
C
D
E
F
G
H
J
K
L
M
N
P
Q
R
S
T
U
V



○	
○	
○	

株式会社 **東芝**
TOSHIBA CORPORATION

検図 CHECKED BY 丸山	設計 DESIGNED BY 鈴木	単線結線図(3)
保管 REGISTERED		KK CJS1016-7

西野処理場

名称	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	数量	完工年月日	運転開始年月日	修繕履歴	備考
流入管きよ	硬質塩化ビニル卵形管	VP200(汚水流入管)		1	1985年	1985年		
流入ポンプ槽	鉄筋コンクリート造り	巾2.40×長3.15×深さ1.80	○滞留時間 時間最大汚水量の19.4分 ○実容量 2.40×3.15×0.50=3.78m ³ ・荒目スクリーン 目幅50mm(差脱型)	1槽	1985年	1985年	H17 フロートスイッチ取替 H19 着脱装置・ガイドパイプ・配管支持金具取替	
沈澱分離槽	鉄筋コンクリート造り	巾1.50×長10.60×深さ4.50 (第1沈澱分離槽)	○滞留時間 日最大汚水量の24.7時間 ○実容量 第1沈澱分離槽 1.50×10.60×3.90=62.01m ³ 第2沈澱分離槽 1.50×5.175×3.90=30.27m ³ 第3沈澱分離槽 1.50×5.175×3.90=30.27m ³ (有効水深 3.90m)	1槽	1985年	1985年		
		巾1.50×長5.175×深さ4.50 (第2沈澱分離槽)		1槽	1985年	1985年		
		巾1.50×長5.175×深さ4.50 (第3沈澱分離槽)		1槽	1985年	1985年		
汚水ポンプ	原水ポンプNo.1(DV2形)	φ65	吐出量 0.25m ³ /min 出力 1.5kw	1	1990年	1990年	H19 スライディングガイド・チェーン取替 H22 吊金具取替	御原製作所
	原水ポンプNo.2(DV2形)	φ65	吐出量 0.25m ³ /min 出力 1.5kw	1	1997年	1997年	H19 スライディングガイド・チェーン取替 H22 吊金具取替	
	汚泥引抜ポンプ(DV2形)	φ50	吐出量 0.16m ³ /min 出力 0.75kw	1	1999年	1999年	H11 取替	
	放流ポンプNo.1(DVS形)	φ65	吐出量 0.55m ³ /min 出力 2.2kw	1	1990年	1990年		
原水ポンプNo.2(DVS形)	φ65	吐出量 0.55m ³ /min 出力 2.2kw	1	1997年	1997年			
第1接触ばっ気槽	鉄筋コンクリート造り	巾1.50×長8.40×深さ3.60×2槽 (有効水深 2.70m)	○BOD容積負荷 0.24kg/m ³ ○実容量 1.50×8.40×2.70×2槽=68.04m ³ ・接触材 礫(玄武岩) 接触材充填率 74% 充填寸法 1.50×8.40×2.70×2槽 ・散気装置 φ50×巾700×長4600 ループ×4組(PVC) 架台一式 材質 SUS304 ・エアリフトポンプ φ75×φ150×深さ3050×2台(PVC) ・逆洗装置 φ50×巾700×長4600 ループ×4組(PVC) 架台一式 材質 SUS304	2槽	1985年	1985年		
第2接触ばっ気槽	鉄筋コンクリート造り	巾1.50×長5.00×深さ3.60×2槽 (有効水深 2.70m)	○BOD容積負荷 0.08kg/m ³ ○実容量 1.50×5.00×2.70×2槽=40.50m ³ ・接触材 礫(玄武岩) 接触材充填率 74% 充填寸法 1.50×8.40×2.70×2槽 ・散気装置 φ50×巾700×長4600 ループ×4組(PVC) 架台一式 材質 SUS304 ・エアリフトポンプ φ75×φ150×深さ3050×2台(PVC) ・逆洗装置 φ50×巾700×長4600 ループ×4組(PVC) 架台一式 材質 SUS304	2槽	1985年	1985年		
沈殿濾過槽	鉄筋コンクリート造り	巾3.35×長3.20×深さ4.90×1槽 (有効水深 2.70m)	○滞留時間 日最大汚水量の3.8時間 ○実容量 19.05m ³ ○実水面積 10.7m ²	1槽	1985年	1985年		
消毒槽	鉄筋コンクリート造り	巾0.90×長0.90×深さ4.50×1槽 (有効水深 3.20m)	○滞留時間 日最大汚水量の32.1分 ○実容量 2.59m ³ ・固形塩素投入器 標準処理水量(30~100m ³ /日)用	1槽	1985年	1985年		
放流ポンプ槽	鉄筋コンクリート造り	巾0.90×長2.25×深さ4.50×1槽 (有効水深 2.00m)	○滞留時間 日最大汚水量の36.5分 ○実容量 0.80×2.25×1.50=3.03m ³	1槽	1985年	1985年	H16 フロートスイッチ取替 H17 逆止弁取替	
放流管きよ	鋼管	65A		1	1985年	1985年		
汚泥処理施設	鉄筋コンクリート造り	巾1.50×長3.35×深さ4.50×1槽 (有効水深 3.70m)	○沈澱分離槽実容量の15.1% ○実容量 1.50×3.35×3.70=18.59m ³	1槽	1985年	1985年		
共通施設	機械室	鉄筋コンクリート造り	建築面積 4.10×7.25=29.73m ² ブロウ φ75×3.3m ³ /分×2700mmAg×3.7kw×2台 ヘッダーパイプ SGP 200φ×2000 電気制御盤 1面 800×1400×2000 電磁流量計 80φフランジ型	1棟	1985年	1985年	H11 プロアポンプ取替(2台) H12 制御盤 電磁開閉器・補助リレー・タイマー全取替 H12 No.2プロア用インバータ取替 H13 エア配管腐食の為取替 H15 モーターアリング取替(2台)	ブロウ 脚アンレット 制御盤 脚東芝
	自家発電機	定着型自動運転	3相 200V 22KVA	1式	1985年	1985年	H17 バッテリー・触媒取替 H21 修繕	脚東芝
	受電設備	低圧 3相 200V 14kw		1式	1985年	1985年		
	自動通報装置	電話回線、メッセージ数3種類 コルソスCS.D7		1式	1985年	1985年		脚東芝